

第六十八回 参議院建設委員会會議録第十六号

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)
午前十時四十六分開会

委員の異動

五月二十三日
中村 禎二君 補欠選任
吉武 恵市君

五月二十四日
藤原 房雄君 補欠選任
二宮 文造君

五月二十五日
吉武 恵市君 補欠選任
中村 禎二君
二宮 文造君 補欠選任
藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長 小林 武君
理事 中津井 真君
丸茂 重君
山内 一郎君
西ヶ久保 重光君

委員 熊谷太三郎君
小山邦太郎君
古賀雷四郎君
竹内 藤男君
中村 禎二君
米田 正文君
沢田 政治君
田中 一君
松本 英一君
藤原 房雄君
二宮 文造君
村尾 重雄君
春日 正一君

衆議院議員

建設委員長代理 阿部 昭吾君

国務大臣

建設大臣 西村 英一君

政府委員

環境庁自然保護局長 首尾木 一君

文化庁次長 安達 健二君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省計画局長 高橋 弘篤君

建設省河川局長 川崎 精一君

建設省河川局次長 川田 陽吉君

建設省住宅局長 沢田 光英君

事務代理 中島 博君

事務局側 常任委員会専門員 牧野 俊衛君

説明員 経済企画庁総合開発局参事官 国川 建二君

厚生省環境衛生局水道課長 蝦名 真一君

厚生省社会局生活課長 持永 和見君

厚生省年金局長 住吉 勇三君

農林省農地局参事官 植田 守昭君

通商産業省企業局工業用水課長 柴田 達夫君

水資源開発公団総裁 谷口 次雄君

日本勤労者住宅協会常任理事 谷口 次雄君

参考人

水資源開発公団総裁 谷口 次雄君
日本勤労者住宅協会常任理事 谷口 次雄君

本日の会議に付した案件

思っております。

○参考人の出席要求に関する件
○河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。
河川法の一部を改正する法律案及び特定多目的ダム法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、水資源開発公団の役員を、また、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案の審査のため、同じく本日の委員会に、日本勤労者住宅協会理事谷口次雄君をそれぞれ参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕
○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(小林武君) 河川法の一部を改正する法律案、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案、いずれも衆議院送付の両案を便宜一括して議題といたします。
前回に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○西ヶ久保重光君 いままでの審議の過程におきまして、同僚の議員諸君からいろいろとお尋ねがましても、私が質問しようとして定めた件につきましても、大体前任者の質問に含まれていたことが多くあります。したがって、なるたけ重複を避けて簡潔にお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(川崎精一君) 私どもの考えましたのは、河川法の今回の改正に際しまして、できれば事務簡素化、こういった目的を果したい、こういうようなことで、現在は河川の指定につきましては、一級水系の指定と、それからそれぞれの水系の中の河川を指定するものと二つに分かれております。で、一級水系の指定につきましては在来どおりの手続を踏むわけでございますけれども、個々の河川を指定いたします場合に、在来は政令の形式を踏んでおたわけでございますが、最近ではかなり各一級水系の河川につきましても指定がおおむね終わっておりまして、最近では地番の変更だとか、あるいはわずかな区域の延長だとか、あるいは間違ひの訂正、こういったような非常に事務的なものが多いわけでございます。したがって、在来どおり知事の意見だとか、あるいは河川審議会の議、こういったものは十分審議をいただくわけでございますけれども、手続の上でこれを告示の形式をとったわけでございます。それによってやはり県なりあるいは地方建設局、そういったところの事務の手続上の非常に簡素化になるんではないか、また、告示形式によりまして、新しく変更されるものだけを見やすい様式で告示できる、そういったような一般に対する周知のしかたも非常にうまくいくんじゃないか、こういうような観点でしたものでございまして、特に河川法の本来の趣旨からははずれたものではないというように、簡素化を主として変更したわけでございます。

○西ヶ久保重光君 次に、河川法の改正の一番中心的な課題ではなからうかと思うのですが、二以上の河川を連絡する工事というのがございますね。これについては受益者負担をさせるということとありますが、何かこの間説明によりますと、この河川が目下二つぐらゐるような説明でありましたが、その二つ以外にかなりやはり全国的に二つないし三つの河川を連絡をして流水を調整するとかあるいは補強するとか、そういった工事を予定があるのか。たとえば二つの当面予定する連絡流水工事についてどういふものが受益をするものか、そういった予定もあらうかと思うのでありますが、そういった説明をちよつとお願いしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) この前御説明をいたしましたように、当面予定いたしておりますのは、利根川水系の利根川本線とそれから江戸川を結びまして、これによって利根川本線に鬼怒川といったような非常に冬季の水量の豊富な河川が入ってきておりますので、これとそれから江戸川はさらに中川と結ばれるわけでございますが、利根川上流部でいろいろ使ひました農業用水等の余剰水が中川を通じて今度は江戸川に入ってくるのになります。したがって、夏季の余剰水と、それから冬季の水を組み合わせて、大体毎秒十トンぐらいの新しい水が生まれるんじゃないか、こういうことでございまして、こういったものをうまく管理をいたしまして、新しい水資源の開発に寄与したいということでございます。

なお、そのほかには、中部地方の木曽川と庄内川を結ぶ河川を現在調査を始めておと思ひます。そのほかには予定をいたしておりますのは、近畿の大和川と淀川を結びまして、できるだけ流量調整その他を行ないたい。それから岡山には吉井川、旭川、高梁川といった大きな三川がございしますが、こうしたものを結ぶことによつてかなり合理的な水の利用がはかられるのではないかと、期待がするわけでございます。こういったものについても現在予備調査をいたしておりますので、今後計画がまとまれば実施に移したいと考えておる次第でございます。なおそのときの、法律では特別水利使用者となつておりますが、私どもは考えておりますのは、主としてやはり上水道、それから工業用水、したがって、主として公共団体がこの対象にならうかと思ひますが、そういった一般の公共用水のための水資源の利用の合理化をはかりたいということを考えておるわけでございます。

で、今後計画がまとまれば実施に移したいと考えておる次第でございます。なおそのときの、法律では特別水利使用者となつておりますが、私どもは考えておりますのは、主としてやはり上水道、それから工業用水、したがって、主として公共団体がこの対象にならうかと思ひますが、そういった一般の公共用水のための水資源の利用の合理化をはかりたいということを考えておるわけでございます。

○西ヶ久保重光君 その場合、上水道の場合には受益者負担は別に考えていないのですか、上水道に利用する水については。

○政府委員(川崎精一君) 上水道、工業用水、それぞれ同じような扱いで適当な費用の分担を特別水利使用者に課するという考えでおります。

○西ヶ久保重光君 当面、江戸川と利根川の場合に受益する地域は、東京都に限定されるのか、あるいはその他の地域もその計画によつて受益する地域があるのか、いかがですか。

○政府委員(川崎精一君) 千葉県と東京都を予定いたしております。

○西ヶ久保重光君 次に、準用河川の拡大ということも、今度の改正でかなり重要な位置を占めておるようでありまして、どうも準用河川の指定が拡大される。これはいままで一級河川、二級河川として指定された河川以外のものを市町村長が指定することになつておりましたが、今度はまあ一級、二級河川の上流、支流をも準用河川にするということになるようでありまして、これは一級河川、二級河川の地域の指定がありますから、いわゆる全域が一級、二級でないという点はわかつていますけれども、どうも私利利切れないのは、一級、二級河川を指定したところから、今度指定をして、当然国や県が責任を負うべきではなからうかと思ひます。一級、二級河川に指定されない以外の河川はこれはまた別として、今度この法律で改正する面は、いま言ったように一級、二級河川の支流あるいは源流と申しますか、もちろん、それには限度もありましようけれども、何

か国や県の責任を河川管理あるいはそれに要する管理費などの面も国や県が市町村に転嫁するような感じがしてならないのです。私に言わせれば、準用河川に指定させるならむしろその上まで一級、二級河川として国や県が責任を負つた方がいいんじゃないか、いまさら市町村に財政的な、特に町村に至つては御承知のように、非常に財政的には弱小であります。そういうところに何もよけいな負担をかけることはないんじゃないか、こういう私としては気がするのですが、これいかがですか。

○政府委員(川崎精一君) ただいまお話しのとおり、河川法のたてまえからいまして、やはり水系全体についてそれぞれ河川管理者が一貫した工事の計画を立てまして改修工事を行ない、管理をするということが原則でございます。しかし、中には非常に流域が小さくて、ほとんどその影響が一地域に限られておるといふような小河川が非常に多いわけでございまして、また、河川の上流部は主として砂防指定地等の指定をすることによつて、溪流その他の問題についてはこれを管理をし、あるいは改修をしておるわけでございまして、したがって、河川の水系全体を見て必要とところというものについては、これは今後ともどんどん河川指定をいたしまして、本来の河川法を適用をした河川ということと、国なりあるいは県が管理をしていくということとは、今後とも当然われわれも進めていくべきであると考えておる次第でございます。

○西ヶ久保重光君 この準用河川の拡大、特にいま言った一級、二級河川の支流や上流、いわゆる指定されていない部分に対する準用河川への拡大の法案をお出しになる前に、いわゆる関係地方公共団体の意見をお聞きになったことがあるかどうか。市町村長はこの法案の改正に対してどういふ態度をとっているか。反対ではないのか。あるいはいま局長が答弁をされたように、いろんな工事、その他は別として、河川への投棄物の取り締まりとか、そういった、いわゆる河川法の立場、これは金のかかる面で運営されるわけですが、そういったことで賛成しているのか。それに対する世論とか、地方公共団体の関係者の意見を徴したことがあるかどうか。あるならばどういふ態度をとっているか。ちよつとその辺を伺ひます。

ういったような、河川法を準用して監督をむしろ地域できめこまかくやつてもらつたほうが、その地域の住民の方にとつてもプラスじゃないかと思はれるような河川については、これを今回市町村の管理という道を統一する方向で開いて、こういふ趣旨でございます。したがって、特に、通常の管理につきましては大した経費も私ども要らないんじゃないかと考えておるわけでございまして、災害その他の都合で大改修をしなくちゃいけない、こういった場合には積極的に今後とも河川に取り組んでいきたいと考えております。

○西ヶ久保重光君 この準用河川の拡大、特にいま言った一級、二級河川の支流や上流、いわゆる指定されていない部分に対する準用河川への拡大の法案をお出しになる前に、いわゆる関係地方公共団体の意見をお聞きになったことがあるかどうか。市町村長はこの法案の改正に対してどういふ態度をとっているか。反対ではないのか。あるいはいま局長が答弁をされたように、いろんな工事、その他は別として、河川への投棄物の取り締まりとか、そういった、いわゆる河川法の立場、これは金のかかる面で運営されるわけですが、そういったことで賛成しているのか。それに対する世論とか、地方公共団体の関係者の意見を徴したことがあるかどうか。あるならばどういふ態度をとっているか。ちよつとその辺を伺ひます。

○政府委員(川崎精一君) 全国の府県、あるいは市町村に対して、正式の手順を踏んで意見を照会したことはございません。しかし私どもの接する機会をつかまえて、かなりの方の御意見を伺ひました。大体要約いたしまして、現在市町村では農業水路、その他いろいろ小河川がございまして、かなり水質その他の面で悪化してきておる。したがって、これを現在は財産管理は府県がやり、そして行政的なものは条例で市町村がやつておるのがたてまえになつておりますけれども、なかなか条例等もこれを制定することには、

やはりいろいろな手順を踏まなくちゃいけない。なかなか内容等についてもいろいろ問題があるの
で、むしろ河川法を準用して統一的方向でやら
せてもらえば非常にうまくいくんじゃないか。そ
して、この指定は市町村長が行なわれることにな
りますから、各地元の市町村の自主性で準用河川
を指定し、あるいはこういったものがすでに公共
下水道、こういったものの整理統合によって不要
になれば廃川処分もできる。それから、先ほど申
上げましたような行為の規制とか、そういういっ
たものも行われるわけでございますので、まあ市
町村とすれば非常にいい方向ではないか。ただ
し、そのために財政を圧迫するような改修工事等
については、これはやはり準用河川で市町村が負
担するということは非常に困るので、その辺は十
分考えてもらいたいといったようなことが大体一
致した意見でございました。

ただきたいと、こう思うわけです。まあそうでな
いと、いわゆる親心の法律の改正が非常に別な意
い面に出てくる、そういうことだと思ふのです
が、ひとつ大臣御所見を最後に伺います。

○国務大臣(西村英一君) 御承知のように、どん
な大河でも、いわゆる小さな川ややはり細流から成
り立っているわけでございますから、そこで大河
の根幹のほうは、やはり一級水系ですと、それは
建設大臣が仕事をすると。しかしどんな大きな川
も、もとをただせばあらゆる毛細管から成り立っ
ておるのでございまして、その毛細管はそれぞれ
の市町村を通じてそして大河に流れ込んでおるの
でありますから、やはり直轄である区間だけを
やったんではだめだ。やっぱりもとを、その細流
を直さなければならぬということでございます
が、いままでの河川行政のまあ一つの欠陥でござ
いますのは、もとのほうがなかなか、市町村それ
ぞれ部落を通じておつても、どちらかというと等
閑に付せられたというようなきらいがある。それ
というの、ただ単に管理は市町村だということだ
けであつて、いわゆる河川法の適用も受けていない
というようなことですから、今回の準用河川とい
う制度を活用して、やはり区間をきめて、これは
ぜひ市町村の方が、地方公共団体が守つてくだ
さい、そのかわりに国としてもいろいろな面におい
てこれは援助しなければならぬだろうというの
が、今回の改正の趣旨でございまして、その
辺は十分、私たちはこういう義務を仰せつけるわ
けでございまして、財政の面でも何らかの方
法でそれができるようにしようと思ふわけでござ
います。

実は、私もこの河川法のおい立ちをよく知りま
せんが、一級水系一級河川、二級水系二級河川、
それで準用河川という、こういう準用河川とい
うことは三級河川かと、まあこういうことをい
う聞いてみるのですが、私はいまのところ準用
河川というのは、もう河川といつてもいろいろ小
さな溪流から成り立っているんですが、そのうち
で全部を見られるわけじゃないんだから、やはり

そのうちでもつていままでもないがしろにしてお
いたが、それを手をつけなければならぬその溪流を
河川に準じてひとつ管理すべきだという精神で、
準用河川とこう言うんだらうと解釈いたしてお
るんでございまして。したがうして、この準用河川
の制度を生かして、そうして、なお財政的にもわ
れわれはいろいろめんどうを見なければ、川のも
とを正さなければ、やっぱり一つ根幹はよくなら
ぬというような制度でやっているわけでございま
すから、あなたの御心配のようなことは十分われ
われとして注意をいたしたいと、かように考へて
おる次第でございまして。

体寿命がどのくらいあるのかということなんです
ね。問題はそれからさらに決壊という、ダムが決
壊の惨事はこれはまた非常に大きいわけですね。
幸い日本ではあまり大きなダムの決壊を聞いてい
ませんが、世界ではかなりありますね。最近、建
築にしても、道路にしても、日本の土建設技術も
なり進歩発達しているようでありまして、や
もすると不心得なものがありまして、工事の手抜
きその他があることは現実なんです。建築も小
さいものであればたいしたことありませんけれど
も、この間のペランダの欠陥等もありますし、さ
らに道路等においても中央自動車高速道路のあ
いいう点もありますし、これは工事自体というよ
りも、やっぱりその工事、道路の上の決壊という
は、これは法律と一体であるから、これも問題で
ある。これもしかしそのときに車の通行がなけれ
ば危険はなかったのだが、ダムの決壊なんとい
うものは、これはもしあったとすると非常な大き
な災害を伴う。

そこでいま一番古いダムということでお尋ねし
たのは、日本のダムがかなりできておるけれど
も、決壊するような危険は絶対ないかどうかとい
うことなんです。と同時に、日本ではいま言つた
ように、あまりダムの決壊で大きな惨事を引き起
こしたことは幸いなかったと思うのですが、それ
でも絶無ではないと思うのです。そんな関係で、
日本でダムの決壊という具体的な事実があったか
どうか。私は新聞にあまり知らないんですが、
が、皆さん方これは仕事上御承知でありましょ
うが、もしありましたら、どのダムがいつごろ決
壊してどういう被害があったかということがわか
つていますか。いまわかつていたら教えていた
だきたいし、わからなかったら調べていただい
て、あとで御報告いただきたい。日本で一番
これはもちろんコンクリートのダムですよ、古い
ダムというものもあわせてお願いしたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

○政府委員(川崎精一君) 日本でダムの決壊の
ケースは非常に少ないと記憶いたしております。

○国務大臣(西村英一君) 御承知のように、どん
な大河でも、いわゆる小さな川ややはり細流から成
り立っているわけでございますから、そこで大河
の根幹のほうは、やはり一級水系ですと、それは
建設大臣が仕事をすると。しかしどんな大きな川
も、もとをただせばあらゆる毛細管から成り立っ
ておるのでございまして、その毛細管はそれぞれ
の市町村を通じてそして大河に流れ込んでおるの
でありますから、やはり直轄である区間だけを
やったんではだめだ。やっぱりもとを、その細流
を直さなければならぬということでございます
が、いままでの河川行政のまあ一つの欠陥でござ
いますのは、もとのほうがなかなか、市町村それ
ぞれ部落を通じておつても、どちらかというと等
閑に付せられたというようなきらいがある。それ
というの、ただ単に管理は市町村だということだ
けであつて、いわゆる河川法の適用も受けていない
というようなことですから、今回の準用河川とい
う制度を活用して、やはり区間をきめて、これは
ぜひ市町村の方が、地方公共団体が守つてくだ
さい、そのかわりに国としてもいろいろな面におい
てこれは援助しなければならぬだろうというの
が、今回の改正の趣旨でございまして、その
辺は十分、私たちはこういう義務を仰せつけるわ
けでございまして、財政の面でも何らかの方
法でそれができるようにしようと思ふわけでござ
います。

○政府委員(川崎精一君) ちよつと……。
○国務大臣(西村英一君) これはちよつと先に調べてお
いてもらえばよかったのですが、すっかりしたの
ですが、私が聞きたいたのは、ダムがずいぶん今後
できるわけですね。いまもつくっているダムの大

○政府委員(川崎精一君) ちよつと……。
○国務大臣(西村英一君) これはちよつと先に調べてお
いてもらえばよかったのですが、すっかりしたの
ですが、私が聞きたいたのは、ダムがずいぶん今後
できるわけですね。いまもつくっているダムの大

○政府委員(川崎精一君) ちよつと……。
○国務大臣(西村英一君) これはちよつと先に調べてお
いてもらえばよかったのですが、すっかりしたの
ですが、私が聞きたいたのは、ダムがずいぶん今後
できるわけですね。いまもつくっているダムの大

○政府委員(川崎精一君) ちよつと……。
○国務大臣(西村英一君) これはちよつと先に調べてお
いてもらえばよかったのですが、すっかりしたの
ですが、私が聞きたいたのは、ダムがずいぶん今後
できるわけですね。いまもつくっているダムの大

○政府委員(川崎精一君) ちよつと……。
○国務大臣(西村英一君) これはちよつと先に調べてお
いてもらえばよかったのですが、すっかりしたの
ですが、私が聞きたいたのは、ダムがずいぶん今後
できるわけですね。いまもつくっているダムの大

たしか北海道でそういった例が一所私の記憶ではあったように思います。それから、そのほかに多少ゲートの事故等によりまして筑後川の有明だとか、それから関西の由良川の関西電力のダム等ではゲートによる事故がございました。しかし、いわゆる決壊の事故というのは私の記憶の範囲では一カ所程度じゃなかったかと思えます。外国ではフランスとかあるいはイタリア等におきまして地質の問題、それから流域のやはり大崩壊等に伴いまして決壊をした例がございます。内地の例につきましては、後ほど資料等でまた御説明をいたしたいと思います。

それからダムの寿命の問題でございますが、われわれ機能といたしましては、主としてこれは堆砂のために非常に機能が減殺されるわけですが、そういうことを考えまして、最近のダムでは大体流域の広さ、それから地質の状況、こういったものを考慮いたしまして、まあ百年間分ぐらいの土砂量を推定してそれを余裕として持った上に、それそのダムの機能に必要な貯水量を上乗せする、こういうような計画をさせておるわけでございます。したがって、コンクリートそのものはかなりまだ長期の寿命があるかと思えますけれども、機能的には大体百年ぐらい一つの目標になっております。

しかし、それじゃ百年たてば全然だめになるかというようにおっしゃることは、やはり堆砂をどういうように防止するか、あるいはたまたま土砂をどう排除するかというようにございまして、現在私どものほうでも流域の砂防事業の促進とあわせて今後重要な問題として検討をしていきたいと考えております。

○西ヶ久保重光君 いまどんどんつくっているこれは利水治水のために必要なことは当然であります。いまのお話を聞いていますと百年ぐらいの寿命といいますが、やがて私どもの次の世代ないしはその次の世代ごろになりますと、各地のダムがそれぞれ寿命がくるということになりますね。そうなりますと、これはかなりの徹底した対策を講

じておきませんと、いわゆる子孫のためにつくったダムによって子孫がえらい災害をこうむるといふことは絶無とはいえないと思う。これは私たちの責任であります。したがって、こういったことをやるためには、そのくらいの見通しというものを持っておきませんと、ただ、いま水が足らぬからダムをつくるんだ、あるいは工業用水が不足するからダムをつくるんだというだけでは、私はやっぱり相ならぬと思うんです。そういった一つの長期の見通しとダムの寿命というものを計算しながらいかなくちやならぬと思うのですが、大体ダムなんというものは途中でこれは修理工事ができるのですか。この辺もやっぱり問題だと思ふのです。あれだけの大きなものをつくってどこかに欠陥が起きたという場合には修理はきくのかどうか。修理をした実績があるかどうか、この点いかがですか。

○政府委員(川崎精一君) 非常に危険なダムがもし発見されるということでございますれば、これはやはり何らかの処置をとりまして、たとえば、貯水池の水を別の方法で排除して水位を低下させてしかるべく修理をするというようにすることも考えられますが、先般、地震問題その他のときにいろいろ重要な構造物の総点検を行ないました。で、そのときに、もちろん全国のダムも悉皆の調査をしたわけでございますが、少なくとも、コンクリート堰堤でしかるべきダムについては、そういった心配はまずないという報告でございますので、いまおっしゃるような事態は当面はないんじゃないかと思えます。ただ長期に見ますと、ダムそのものは破壊されませんが、やはり堆砂等によって機能は減殺していくことは確かでございます。全国の私どもの実施しております多目的ダムにつきましては、当初計画時点で想定しておいた堆砂よりも早く砂がたまっていくというような傾向のダムも幾つか現実にございます。また予定をしておりますものには十分余裕がございますけれども、そういったものにつきましては、地域の利用状況にもよりますが、砂利採取業者等を利用し

て、むしろ積極的に上流部で堆砂の排除をさせるとか、そういったような管理の方法も考えておるわけでございますが、いまお話しした技術的な問題といたしましては、少し時間をかけてまして十分検討をしていくつもりでおります。

○西ヶ久保重光君 大臣にこれはお願いするんですが、いまお聞きのとおり、私、ダムにも寿命があると思うんです。先ほどから質問してありますように、ずいぶんダムができるわけですし、この多目的ダム法の今度の改正もほとんどダムをつくるためのこれは改正だと思ふんですが、これはしかし水というものが人間の生活にも不可欠の問題でありますから、これは人間が生きていくためには、また今後日本が大いにいろんな意味で発展するためにこれは要求されることであります。しかしそれはそれとして、やはりかなりの慎重さで、やはりかなり長期にわたる見通しをやったり確認した上で仕事をしてもいいませんか、先ほど言ったように、よかれと思つてやったことがかえって災害を起こすということも、これはないとは言えません。したがって、これは土木建築に、特に四十七年度景気浮揚のために過大な投資をするわけでありまして、建築や道路工事等においては、もちろんこれは手抜きや不正工事はあつてはなりませんけれども、特にダム工事においては、これは私はよほど慎重にも慎重を期していただかねとあらぬと思ふんです。ひとつ大臣にそれぞれ責任者に厳重なやっぱり注意と指示をいただいで、将来ダムによる災害が絶対起こらぬという確信を持った指導行政をしてもらいたいと思ふんですが、ひとつ大臣の決意をお伺いしたい。

○國務大臣(西村英一君) ダムの寿命とは一体何かと、こういうことですが、いま河川局長が言われるのは、いわゆるダムそれ自身の、堤防それ自身の、堰堤それ自身の寿命、これが百年ぐらいいつだらうというんですが、これはいま技術が進んでおりますから、百年もその上も永久的だろうと思ひます。しかしそのダムの寿命というのは、ダムの目的は貯水の問題ですから、その貯水が初めの

能力より減退すると、これがダムの寿命とも考えられます。そういう意味の、ダムの機能からいった寿命というものが、いまでも相当に古くなったものは、私はいわゆる寿命が相当に縮まっております。たとえば二千万トンの貯水の能力を持つておったものが千万トンになった。秦阜のダム等は、私は最近では知りませんが、相当に減退しておる。三分の一ぐらいいじやないかと思うが、秦阜のダム、それはいわゆるダムの寿命です。寿命がきたとこういうのです。目的がなくなるのです。だから、コンクリートの堰堤それ自身の寿命というものは、いまはなかなか技術が進んでおりますから、まあ百年とちよつと言ひましたが、それはコンクリートの寿命からきておるでしょうが、半永久的と考えてもいいほど技術が進んでおつて、心配はないと思ひます。いままでのダムの決壊はどうだ。これは昔は技術が進んでおりましたから、大被害を及ぼしたことはないけれども、小被害を及ぼしたダムの決壊は私にはたくさんあると思ひます。現に私の県あたりも、これはやはり桂川という中小河川がございまして、その上にはかつてダムがあつた。それが決壊した。それでそれから、いま桂川のダムをつくつてくれといつてもなかなか心配で、昔はこうだったと、昔は小さなダムでございまして被害も大してなかったと思ひますが、中小河川のダムを考へたりや崩壊はたくさんあつたと思ひますが、大崩壊というものは、それはあまりなかったと思ひます。いずれにいたしましても十分、後世に残る事業でございまして、いろいろな面について十分ひとつづつ気をつけなければならぬ。したがって、ある時期がきたらやっぱりダムの点検、清掃、砂利等の堆積物の採取というようなことをやつてその寿命を保つてやるように、また、ダムの目的の機能を保持するようにしていかねばならぬ、かように考えておる次第でございます。

○西ヶ久保重光君 ひとつぜひ間違ひのない行政的な指導をお願いしたいと思ひます。

次に、今度の多目的ダム法の改正は、いままで

○政府委員 川崎精一君 いろいろなことが考えられるわけでございますが、むしろ私どもは建設を促進することによって、したがって、タイムリミットというようなものもできるわけでございますから、やはり積極的に相互間に話し合いが持たれて、私どものほうでも十分調整の努力をいたし

○国務大臣（西村英一君）　もう先生の言われるのと全くその反対なんです。これはその金を借りて

ております。いま、いろいろとひっかかった案件があります。八ツ場ダムの件でございますが、河

川局長、最近、長野原町議會在、以前決議したいわゆる絶対反対の町会の決議を、賛成ではないけれども、絶対反対という決議が、何か変わった決議に変えたようであります。何か、これはまあ具体的には、生活再建等に対して、建設省の説明を聞くとか、ということのようでありますが、どうもこれといった委員会で、町議会の選挙についてお尋ねをし、いろいろ聞いたことがあるのであります。そういう一連の流れと無関係でないような気がしてならないのであります。現地の諸君も、これは建設省の出先の諸君も、もちろんかなり努力をしていることは承知しておりますが、今回のああいう決議がなされたことに對して、建設省当局はどういうふうな理解をされておるか、ひとつ率直に御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) ただいまお話しのように、先般の長野原の町議会で、いわゆる賛成と云った趣旨ではございませんけれども、一応多数の方が議会で条件つきでダムと取り組もうというような議決がなされたわけでございます。その後、地元の町長さん、それから議長さん等が見えましたので、大体の趣旨は私もお伺ひしたわけでございますが、また一方では、やはり依然として反対の方もおられるわけでございます。なお、町長さんなり議長さんから話を聞きますと、これは、決してダムに全面賛成とかという趣旨じゃありません。しかし、やはり真剣にダムの問題と取り組んで今後の地域開発なり、あるいは生活再建、こういったものについて十分建設省と話し合つて、建設省もまた地元の要望を十分聞いてもらいたい、こういったような趣旨でございまして、私もとすれば、一応町長なり議会の議決がそういった空気でございますので、今後話し合うパイプが通じるんじゃないかということを期待をいたしておるわけでございます。

○苗ヶ久保重光君 これは、建設省としては、町長の行政責任者としての意向とか、一応町民の意思を代表するという議会とかいうものが意思表示

をされ、さらに御意見を多くお持ちだと思ふのであります。しかし実際に、水没予定地に居住する町民ないしはその水没予定地に田地畑を所有する農民の皆さんとか、いわゆるそういった人たちの実態は、これが満場一致で八ツ場ダム建設反対の町議会の決議がなされたときと今日では変わっていないわけですね。いわゆる反対を主張しておられる大部分の町民の意向は変わっていない。ただ、議会という一つの町民の意思を代表する、これは民主的な一つの組織であります。形の上では議会がそういうことになった。町長さんもちろん最初から大体的には賛成の人でありますから、これはもう別であります。議会の状態がそう変わったこと、いわゆる実際の関係する町民の反対の状態は——何ら反対の状態は変わっていないということになります。もちろん、一応表面的には議会の同意が得られたので、生活再建その他の状態についての話し合いをするということでありますが、その場合、おそらく反対の諸君はそういったことに応じていかないと思う。いわゆるほとんど水没と直接関係する諸君はそれに応じないであろうと思ふのであります。そういった場合でも、町議会の決定があるからいわれるダムとは直接関係のない諸君とそういった話し合いを進めていくということがあり得るのかどうか。あくまでも当局は、いわゆる直接水没し、直接ダムによって被害をこうむる諸君とそういったいわゆる話し合いをひとつとしていく気なのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(川崎精一君) やはり八ツ場ダムの問題は、もちろん直接水没をされる方の生活再建なり、今後の問題、それからやはりかなり長野原町を中心にした地域のいろいろな諸条件に影響を与えるわけでございますから、そういった意味では、今後の地域開発をどういうように取り上げていくかということになります。直接のそういったものもろもろの問題を取り扱うのは町であり、意見としますれば、地方議会の意見、こういったものがやはり中心になっていこうかと思ひます。

したがって、町だけと接触をするとか、あるいは水没者の方だけと接触をするとか、そういったことと云うことで、群馬県当局も含めて関係者と十分それぞれの問題につきまして話し合つていく必要があるかと考えておる次第でございます。

○苗ヶ久保重光君 こういうふうに理解していいですか。町議会の決定は決定として、いわゆる町長や町議会とだけ話し合いをするのでなくて、やはり水没される人たち、あるいは水没地に土地を持つておる人たち、そういったやつぱり直接関係者——やはり当然その人たちのための生活再建になるし、また補償でありますから、これは当然だと思ふのですが、いわゆる形だけの話し合いと云うことも存在し得ます。あるいは町議会の賛成する議員とか町長とかいうことになりますと、これは問題が大きく残るわけでありまして、いま冒頭言つたように、いわゆる当然話し合いというものは、その水没する住民諸君ともこれは当然話し合いをすべきであるという前提で、今後ものごとを進めていかれる所存である、こういうふうに理解していいですね。

○政府委員(川崎精一君) ただいま先生のお話しのとおりでございます。

○苗ヶ久保重光君 それから、これも先般のこの委員会でも指摘しました護岸工事の件、ちよつと私、新聞で拝見したのでありますが、何か護岸工事をするための測量を開始するというところであります。これはいろいろ——もちろん護岸工事についてはこれは反対ではありません。ぜひやってもらいたいというこれは要望ですが、ただ、護岸工事とダム建設とがからんでくると問題であるということであつたわけですが、何か最近の新聞報道によると、いよいよ護岸工事をするための測量を開始するということが出ておりましたが、これは事実かどうか。さらに事実とすれば、どういう根拠で護岸工事をお進めになるのかお尋ねします。

○政府委員(川崎精一君) この前御説明申し上げましたように、本来護岸工事とその上流部につきましては、これはがけくずれの防止の工事が必要

になつてくるわけでございますが、これとダム事業そのものとは直接の関係はないわけでございまして。しかし、がけくずれの調査をやはりいたしませんと、その防止工事に対するやはり設計その他もできないわけでございまして、果のほうにおきましてもその余力がないようございまして、当面私どもの八ツ場の事務所が一番近所でございますし、地域の開発の今後の計画の問題とか、あるいはやはり下流の河床部は、これは護岸が現在も一部はございまして、将来貯水いたしますれば、やはり何らかの関係もあるというようなことで、全然がけくずれとダムが無関係かという、やはり地域の公共施設の一般の考え方からすれば、調査はひとつお手伝いをうちのほうもして、どういう対策、工事をやれば皆さんが安心できるかといったようなことをわれわれも協力して調べましようというふうな姿勢で、現在、事務所が調査に入つたというふうに聞いておる次第でございます。

○苗ヶ久保重光君 先ほども申し上げますように、護岸工事をやつていただくことはけっこうなことでありまして、ぜひそうありたいと思ふのですが、ただ問題は、現地でも御承知のような時期でありますから、何かダム建設と裏取引でもあるんじゃないかといったような疑心暗鬼もあるようでありまして。したがって、私はここでお尋ねするのは、それでは困るので、すっきりした形でなさいませんかと、かえつて護岸工事を親切にしてやつたためにさらにダムの関係をこじらせるということもこれはないとは言えません。ダム推進のために言うのではありませんが、そういったものもありますので、これはひとつ慎重かつ関係者にあまり疑心暗鬼を与えないような措置を現地でもとつてもらいたい、こう思ふわけです。

それから八ツ場ダムのアロケーションは決定しているのですか、決定しましたらひとつその関係をちよつと御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) まだ決定をいたしてお

りません。

○西ヶ久保重光君　そうなりますと、このハツ場ダムの工事、この法案の改正された法律によって施行することになるんですか。

○政府委員(川崎精一君)　すでに実施されておるダムは、今回の法改正による工事の対象にはなっていないわけでございます。

○西ヶ久保重光君　草木ダムのアロケーションはきまっておりますか。

○政府委員(川崎精一君)　草木ダムは、水資源開発公団が実施いたしておりますが、この実施に当たりましての基本計画というのはいくつかございまして、それぞれの洪水調節、それからかんがい用水、都市用水こういったもののアロケーションはもちろんですからございまして。

○西ヶ久保重光君　資料として出していただけませんか。

次に、きょうは文化庁と環境庁から出席をいただいているのですが、それはハツ場ダムと自然保護、特に文化財等の関係についてお尋ねをしたいと思うのであります。大臣はハツ場ダムのダムサイトが日本でも珍しい天然記念物であり名勝指定の土地であるということを知りたくなっておりますか。

○西ヶ久保重光君　それは困ったものです。実は大臣、あのハツ場ダムサイトには川原湯岩脈、これは臥竜岩及び昇竜岩となっておりまして、まことに珍しい天然記念物があるわけですね。さらに吾妻峽といつて名勝に指定されておるところがあるわけですね。この点、文化庁の次長にお尋ねするんですが、川原湯の岩脈並びに吾妻峽というものはかなり全国的にも珍しい、そしてすばらしいものと私聞き及んでおりますが、ひとつ文化庁の御説明をお願いしたい。

○政府委員(安達健二君)　現在、峽谷で国指定の名勝といたしまして文化財保護の適用を受けているものが黒部峽谷等ございまして、名勝吾妻峽を含めまして三十四件あるわけでございます。吾妻峽は吾妻川の中流域にありまして深い峡谷を形成している名勝であるということでございます。また、御指摘のとおり、その吾妻峽の上流約二キロメートルのところに天然記念物の川原湯岩脈がございまして、これは現在岩脈として指定されておるのは二十二件ございまして、その一つでございます。

○西ヶ久保重光君　建設省はダム建設について、こういう関係から文部省と協議あるいは相談したことがありますか。

○政府委員(川崎精一君)　そのつどいろいろ担当のところで協議をいたしております。

なお、やはり天然記念物になっておりますので、工事その他につきましては当然これは環境庁と相談をいたしまして、その上で実施することになっております。

○西ヶ久保重光君　文化庁にお尋ねしますが、これはもう完全にダムサイトでありまして、こういったものはこれは全然無価値になっていく危険があるわけですね。こういった場合、文化庁としてはいかにダムをつくるためにはやむを得ないという態度か、あるいはいかにやむを得ない特殊な天然記念物、文化財、これはあくまでも保護すべきであるというお立場をおとりにするかどうか、いかがですか。

○政府委員(安達健二君)　私も、このハツ場ダムの多目的ダムが非常に重要なものであるということも認識しております。こういった名勝等の保存に力をつけるべきではないか、こういう考えで臨んでおるわけでございます。

具体的に申し上げますと、この吾妻峽の名勝の本質と申しますか、本質を書きしないような方法でダムサイトの建設等がでないか、さらに、具体的に申し上げます、上流地点でダムサイトを建設する方法はできないかどうか、こういうことにつきまして詳細な調査方を建設省に要請をいたしておるところでございます。

○西ヶ久保重光君　環境庁見えておりますね、環境庁の立場をちょっと伺いたい。

○政府委員(宮尾本一君)　ハツ場ダムは、ただいまのところ自然公園法による国立公園あるいは国定公園あるいはまた県立公園の指定をされておる問題について調査をいたしたこともございまして、具体的などうしようというところは差し控えたいと思っておりますが、一般的に申し上げまして、ダム建設につきましては、これは御案内のように、自然公園法におきましては、その工事をする際には、国がやる場合には協議、その他の場合には許可ということがあるわけですね。

そういうわけでございまして、国がやる場合には協議、その他の場合には許可ということがあるわけですね。また設計といたしましては、ただいまのところ、これは御案内のように、ダム建設につきましては、これは御案内のように、自然公園法におきましては、その工事をする際には、国がやる場合には協議、その他の場合には許可ということがあるわけですね。

○西ヶ久保重光君　大臣ね、ちょっと聞いていたんですが、少し時間がかりますが、この吾妻峽谷には一つの戦争中重大な経緯があるのですね。

私、昭和十四、五年ころ、群馬県の鉱業会の理事長をしておりまして、当時、いわゆる鉱山の資材とか、労働者の食糧、あるいは作業用品等、

群馬県全部をまとめて共同購入をするような仕事の理事をしておったわけでありまして。戦争がだいぶ進みまして、たしか昭和十七年ころだと思っております。大東亜戦争になって、だいぶ物資が不足してまいりました。お寺の梵鐘を供出したり、いろいろな家庭における金銀類を全部徴発したり、しまいには橋の欄干まで全部はずして使ってしまったことは、大臣御存じのとおりです。そういう際に、吾妻郡草津の隣の六合村に白鉄の存在が発見されまして、これは、当時、日本鋼管がその鉱業権を獲得して、あそこを群馬鉄山というものをつくったわけでございます。ところが、当時、輸送能力がないので、これは陸軍省・海軍省が主体になって、その鉄山の鉱石を一日も早く日本鋼管の川崎製鉄所に送るために鉄道を敷いたのがいまの吾妻線、昔の長野原線でございます。これは、私、最後のその路線の決定と工事着手の時期をきめる会議が、当時の陸軍省、海軍省、軍需省、あるいは内務省、文部省、農林省、それにたしか商工省軍需部ですか、八つぐらひの関係省の次官、局長諸君が集まって会議をしたことがあるのです。私は、その群馬鉄山のいわゆる従業員や鉱山の物資の補給をする任務を持っておりますので、当時としては、民間人として私一人その会議に出席したのです。あとは全部そういった関係各省の次官、局長の諸君でございました。これは、えんえん何か七時間ぐらひ議論があったのです。私はもちろん発言はしませんが、当時、たしか陸軍の軍務局長はあの有名な武蔵とかいう人だったと思っておりますが、もうそれはえらいけんまくでまく立って、鉄道建設に全力を集中する、この鉄道が一年か一年半でできるかできないかが大東亜戦争勝敗のかきだというようにことを言っておりまして、そのときに、これはあらゆるものを犠牲にして、群馬鉄山の鉱石を川崎に送るために全力を傾注したわけですね。そのときに、私は、文部省の局長だったか、次官だったか記憶しませんが、そういう戦争に勝つか負けるかという非常に必死なときに、この吾妻峽谷を絶対に守るんだという

ことで一歩も引かなかった、その会議の中で。ところが、いま、あなたは吾妻線に乗ったかどうか知りませんが、あの吾妻溪谷のところはほとんどトンネルになっております。陸軍省や海軍省は、トンネルなんかつくったのじゃ時間がかかるからみんな切りくずせ、あの道路のそばのところを切りくずして一日も早く鉄道を敷け。そうなりますと、その切りくずしたあとの排滓や何かを全部川に流す。川も一部分こわす。それでは、いま指定されている天然記念物なり、名勝は、完全にこれはこわされる。そういうことは絶対にしてはいかぬということ、文部省ががんばった。このこと、あとのことは大体きまりましたが、いわゆる吾妻溪谷を守る守らぬで、このことで三、四時間当時議論した。いま言ったように、武蔵軍務局長などは、文部省の次官が局長だったのですが、この人を頭ごなしにこわそうしておる。しまいに国破れて山河あり、そんなことでいいかという、そんなことまで言っちゃったのです、私は当時の文部省の係官の名前を覚えておりませんが、がんとして聞かない。これは何とんでも国の宝であるから守るべきだ。最初は、みんなほかの諸君も、軍部の威圧に押されておりましたけれども、あまり文部省が頑強に抵抗するので、だんだんほかの関係の諸君も、文部省の主張に同調し出して、さすがの陸軍省の武蔵軍務局長も、最後には、この吾妻溪谷を守るためにおいて、じゃトンネルにしよう、トンネルにして出たズリは全部下に落さないで遠方に運んで、できれば高く土盛りをするところに使おう。これは時間的にはかなり長くなるけれども、やむを得ぬといつて、あの戦争に勝つか負けるかのあせとに、そういういたとときにすら、いわゆる吾妻の溪谷は守ってきたわけでありまして。これを私、当時のその会議に出た人が何人残っておるか知りませんが、当時民間人といった、いわゆるそういう官庁に關係のなかった者としては、私一人しか出席しておりませんでしたので、あるいはもう今日この事態を知っておるのは私だけかもしれないが、まあ調べれば

まだ残っておるかもしれない。そういうあのいわゆる大東亜戦争の、だんだん日本が敗色濃くて、全国のお寺の梵鐘や、橋の欄干の鉄も、個人の家庭のあらゆる金物も引き上げる、そういう中であつたときにも、あの吾妻溪谷は守ってきた。時のいわゆる軍部ですら、あの大事な国民の文化的な資産である吾妻溪谷として、この岩脈は守り続けた。そういう一つのいわくつきな場所なんです。それをいま建設省は、これはもちろん水が足らぬということもわかりますけれども、そういう日本民族の興亡をかけたあの大東亜戦争の末期ですら守り抜いてきた大事な国民的な資産である文化財、天然記念物を、いまあなた方はダムという、まあ治水という面もありますけれども、工場用水や、その他いわゆるこれは一部資本家の金もうけの手助けをするために、それをこわそうとしておられる。私は、ほかにもいろいろ反対の理由がありますけれども、この一事をもつても、あの吾妻溪谷岩脈が大事なものであるということ、ことを思うときに、私はこれをいわゆる破壊させ、破壊させることには、何としても日本人の民族的な良心なり、血潮がこれを容認できない。これはほんとうに七、八時間議論した。いまこうはう一つとそとの情景が目のあたりに浮かびますけれども、私、いま端的に指摘したのですが、こういうものはやはり守っていくべきじゃないか。守るのが私は責任じゃないか、こう思うのです。もう多くは申しませんが、こういう状態でもあなたはもう一べん申しませう。かつて戦争の勝つか負けるか、まあ負けることがわかつていた時代ですが、いわゆる国破れて山河ありということばまで飛び出した中で、なお文部省の係官が、おそらくそのときは、私は文部省の役人は、あるいは軍務局長の軍刀の一片のもとに死を覚悟しておられたかもしれないと思うんです。それをあえて守りぬいた。いま文部省の当時の係官にこよない愛敬と尊敬を持つわけですが、よくぞがんばってくださったと思うんですが、そういうことを考へながら、建設大臣としてやはり八ッ場ダムを強

行して、そういうものをあえて破壊しても辞さぬというお気持ちが續いておられるか、ひとつ私はいま一べんあなたの率直な御見解をお聞きしたいと思う。

○国務大臣(西村英一君) 正直なところ、私はダムのその付近の土地感がございませぬので、名前はよく聞いておりますけれども、どういふようなことになって、どういふ文化財がそのために失なわれるかというようなことはあまりよく知りません。現地も通つたことはあるかもしれませんが、でも、ずいぶん前の話で、おそらく近ごろ行つたことはありません。あまりそういう詳しい現地の模様はわかりません。しかし、あなたが言うがごとく、この文化財を保護しなければならぬということであれば、これは話は別になるわけでありまして、それがまた助かるのか、またそういうようなのは、全く技術的な問題でございませぬ。何でもかんでも強行してやるんだというようなことは、建設省としてはそんなことはみんな考えておらないと思ひます。したがって、そういうようなことを含んで、これは検討しなければならぬと、かように思つております。地元の方々の反対するものもそういうことが主であるのか、あるいは他に方法があるのか、また、条件つきならば賛成するといふ方もあると、こういうのですが、いろいろな問題があると思ひます。したがって、できるものは何でもかんでも強行するといつたて、できるものじゃございませんから、建設省では計画としていま掲げておるのでございませぬから、地域住民の了解なしに、ことに、またそういうものの重要性等も勘案しなければ、これは強行、強行たつて強行されるものじゃございませぬから、私自身は現場の事情がよくわかりませんが、今後とも十分検討をしたい、かように思ふ次第でございませぬ。

○西村久保重光君 文化庁にお尋ねしますが、いまお聞きのとりの状態で、あなたの先輩です、自分の一身をおそくなげうつような気持ちで、この史跡と文化財を守つてきたわけです。私はいまでも記憶しているんです。あそこを通るたびに思ふんですが、文化庁はそういう先輩のいわゆる決意と非常に覚悟をきめた態度について、今後建設がおそく具体化してまいりますと、協議なりいろいろなことがあるでしょう。文化庁としては今長官もこの点については、私も尊敬する先輩であります、文化庁のこれに対する決意のほどをひとつお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) ただいま先生のお話伺ひまして、たいへん感銘を受けた次第でございませぬ。文化庁といたしましては、文化財保護法によつて文化財を保存すべき重要な責務を負うわけでございまして、全力を尽くしまして、その名勝の本質というものを害しないようなことを、ぜひ実現してまいりたい。そしてこれを祖先にこたへ、そして子孫に伝えてまいりたい、かように考えておるところでございませぬ。

○西村久保重光君 環境庁には直接の關係はそういう意味ではありません。しかし、環境庁は自然保護という重大な責任を持つておられ、したがつて、国立公園とか、そういうものではないけれども、やはりこういうこともろものは、いわゆるあなたの方の法的な所管外だといつても、日本の自然を守るためには大きな責任がある。したがつて、いま私の指摘した点を、ぜひ局長から大臣にもお伝え願つて、ひとつ大臣としても解決してもらいたい。広くこういふことは、吾妻溪谷だけでなく、ほんとうに今後いろいろと起つてくると思ふ。そういうことにやはり厳然たる態度でやつてもらいたい、こういうことを要望しておきます。

○委員長(小林武君) 午前中の質疑は、この程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

昨二十四日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

また二十五日、吉武恵市君及び二宮文造君が委員を辞任され、その補欠として中村慎二君及び藤原房雄君が選任されました。

○委員長小林武君 休憩前に引き続き、河川法の一部を改正する法律案及び特定多目的ダム法の一部を改正する法律案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○古賀雷四郎君 前回に引き続きまして、お許しを得まして、若干質疑をさせていただきます。

特定多目的ダム法の改正と、それから河川法の一部改正における状況調整、河川の問題につきまして、最近の日本の経済の発展とかあるいは生活環境の問題、いろんな問題から、この水という問題が非常に重要になってきております。また将来の発展にも、水というものが絶対不可欠なものであることは言を待たないものでございまして、今回建設大臣の御努力によりまして、新しい政策を展開していただくということは、まさに私は時宜に適した適切な措置であると深く敬意を表する次第でございます。

この際、私は、この辺で水に対する考え方の基本的な問題をひとつ伺いしておきたいと存ずるのでございます。

昔から水を治める者は国を治めるといってまゝです。この水を治めるといことはですが、このことばは、いろんな情勢の変化に応じて相当考え方が変わってきたんじゃないかという気がいたします。けでありまして、また、水を治める者は国を治めるとい、国を治めるためには、水を治めなくちゃいかぬということでしょうが、国が積極的にこの問題について取り組むという姿勢をあらわしたものだ、私は理解いたしたわけであります。が、以前はこのことばが、洪水を治めるといふような理解に狭義に解されておりました。ところが、

が、最近水を治めるといことが、日常生活にまた経済活動に非常に重要な問題になってきたことは御承知のとおりでございます。そこで、これらのことばに対する大臣の御理解をひとつお聞かせ願えればありがたいと存ずるわけです。

○国務大臣(西村英一君) たいへんむずかしい質問ですけれども、質問の趣旨がよつとつきりしません。どう言えいいんだか、やっぱり洪水を治めねばいかぬのしょうということじゃないかかと思ふ。水を治める、やっぱり王が一生懸命現地を見て、水を治めましたから帝王になったんですから、その故事がでてくるんですから、それはやっぱりいまでも変わらぬと思うんですけれども、御質問が非常に抽象的ですから、どう言ってもいいかちよつとわからないんです。もう少し具体的にしてお話願います。

○古賀雷四郎君 私は治水という問題は、最近非常に広義に解釈しなくちゃいかぬような状態になってきた、それは先ほど申し上げたとおりです。従来治水ということばは、洪水対策という面が非常に強調されてきた。ところが、低水の問題をどうしても治めなくちゃならないということ、最近では非常に大きな問題になってきておるわけです。そういうことで治水ということばを、新しくこの辺で考え直す必要があるんじゃないかという気がするわけでございます。御答弁は要りませんが、また、治水事業がそういう意味で、それらの低水の問題も含んで今後処理されなくちゃいかぬということもありません、また従来でも治水事業は、公共事業中の公共事業といわれていまして、国が一般会計から相当部分負担してやっております。そういう意味にも、今後この問題をひとつ考えていただきたいということでございます。

これは河川局長に私は質問したいんですが、河川法の第一条に流水の正常な機能を維持するといふことがあります。そして公共の福祉、国土の保全開発ということ、総合的に管理すべきであるといふことがうたわれております。この流水の正

常な機能というのはどういうことか、この辺で河川局長の御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 御質問にございますように、やはり水というものは公水、公のものでございます。で、せつかく恵まれた水が特定の目的というふうなものに使われず、やはり広く一般の方に有効に利用をされ、同時に水質等を考えましても、最近では環境悪化等いろいろ問題になっておりますが、やはりきれいな水質を保持するということによつて、いろいろなやほり方面にこれが利用されるわけでございます。水の利用、それから生活環境、それから川にはまた水があることによつて、舟運その他のやはり利用もあるわけでございます。そういういろいろな一般的な利用に対して、

河川の流水が正常に働いておれば、非常に効用を果たすわけでございます。そういう点でやはり河川管理者としては十分今後河川の水量、水質その他について、やはりその保持に努力をしていかなくちゃいけないと考えている次第でございます。

○古賀雷四郎君 先ほど河川局長から御答弁がありましたように、いまの意味は、河川を流れる水はもろろん私権の対象とならないということ、河川法にうたっております。したがって、河川の流水はすべて公水であるという理解して差しつかえないのじゃないかという気がいたします。その点は河川局長から言明がございました。また、正常な機能を維持するというのは、それらが必要とする国民各層の、あるいは各位のために洪水なり低水なりを適切に管理するといふようなこと、うでございまして、そういう理解で今後進めていただきたいと思います。そういうことは、

そこでは、この水を開発するといふことは、やはり基本的な考え方からいけば、公水を開発するといふ観点に立つべきであらうという気がいたします。公水を開発するといふ考え方に立ちますと、いろいろ今後の問題でも水制度の問題とか、いろいろな問題がございまして、

開発するといふ考え方では進むのが国の政策として一番大事であらうかと思ひます。また、そういう問題から、公水であるならば、たとえばそれに伴うような水制度とかあるいはダム管理とか低水管理等、いろいろな問題が新しい時代に即応するように水制度を管理していかななくちゃいかぬのじゃないかと思ひわけでございます。こういうことがいま河川局長の頭の中にあるかどうか、その辺をひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 先ほどお話ししましたように、やはりまあ公の水として広く河川の水が活用されるというためには、それに相当したやはり適切な管理といふものが当然必要になってくるわけでございます。私どものほうで主としていわゆる狭い意味の治水というものを重点に置きまして、在来、洪水調節等につきましては相当積極的に改修をし、ダムをつくり管理をしてまいりましたわけでございます。やはりこの河川の流水をできるだけ多目的に使うといふような観点からいいますと、今後はやはり洪水だけではなくて、通常の低水をもっと適切に把握して、これを管理していく必要が痛感されるわけでございます。そういう点では今回の法改正等で流域調整河川事業、こういったような制度も開きたいと考えておるわけでございますが、いざにしまして、やはり一番われわれが利用する対象になるのは河川の低水でございます。そして、そういう低水の管理を今後広域的に、そして総合的に管理をするのにはどうすればいいかというように、在来、ダム等につきましてはすでに統合管理をいたしておりますので、そういう経験を生かしまして今後とも低水管理の体制の強化につとめたいと考えておる次第でございます。

○古賀雷四郎君 河川局長から低水管理をしっかりとやっていきたいという御答弁がございました。この水の問題は国民にとって非常に大事な問題でございますが、農業用水、工業用水あるいは上水道用水といふものと使われておりますが、そこで私は、現在水がどのくらい利用されて、将来どの

くらい要るか、あるいはそれとも一つは、農業用水にしましても、補助とか、あるいは起債とか、それらによりまして、一トン当たりの末端に渡る価格というのがある程度想定できるだろうと思います。農業用水、工業用水、上水道用水につきまして、それぞれ末端の値段がどのくらいになつておるのかお知らせ願いたいと存するわけでございます。簡単に申し上げます。

○説明員(住吉三君) 先生御案内のとおり、農業用水は自然条件とか、當農の形態とか、非常に地域性がござります。また、年々によりまして降雨の分布状態等によりまして需要量の変動も非常に激しいというような特性がござりますので、その需要量を正確に把握することは非常に困難でございます。農地局で、いろいろな仮定をもとにしまして試算したところによりまして、現在の大体年間農業用の総需要水量は、大体五百億トンから六百億トンの間くらいにあるのじゃないかということを押定しております。

なお、次にお話しのごさいます、農業用水の開発で農民負担はどのようになつてゐるかという御質問の趣旨かと思ひますが、この点におきまして、先生御案内のとおり、土地改良法によりまして、こういうかんがい排水事業、水源の開発というようなこともやつてゐるわけでございますけれども、ただいま申し上げましたいろいろ農業用水の特性がござります。補助事業として実施してゐるというようなことで推定的な算定は非常に困難であらうかと思ひます。しかしながら、ただいま先生からお話ございましたように、最近着工いたしました代表的な地区を選びまして一つの仮定をもとに試算をしてみますと、このかんがい排水事業につきましての農民の負担額ということでございますが、旧田の排水地区におきましては、大体一立方メートル当たり一円から二円くらいの負担になつてゐるのじゃないか。それから畑地かんがい等のように、新しく水源を開発する地区におきましては、大体五円から八円程度の農民負担になつてゐるような試算の結果でございます。

ざいます。

○説明員(植田守昭君) 工業用水に關しましてお尋ねの、まず使用量でございますが、昭和三十三年に日量約二千三百二十四万トンという程度でございましたが、年々ふえておまして、四十四年には七千四百四十万トン程度、さらにわれわれの試算では、六十年あたりになりますと約二億九千万トン、四十四年の約三・八倍程度になつてゐるというふうな推定いたしております。

それからもう一つの料金の点でございますが、これは地盤沈下対策とかあるいは基盤整備というふうな政策的な点を勘案しまして、現在六円ないし九円五十銭程度のところできめましていただいております。

○説明員(國川建二君) 上水道關係について申し上げます。

水量の点につきましては、昭和四十四年度のこれは全国の上水道の合計でございますが、日量にいたしますと最大給水量で二千九百八十四万トン・パー・デイになつております。五十年程度はこれが約四千八百万トン・パー・デイくらいに需要が伸びるのではないかと考えております。

なお、年間水量で申しますと、四十四年度で年間九十三億トンが大体上水道に使用されております。

なお、コストの点につきましては給水原価で申し上げますと、上水道の場合、昭和四十五年の上水道の給水原価は全国平均一立方メートル当たり三十八円七十八銭となつております。

○古賀雷四郎君 上水道の問題につきましてちよつとお伺ひしたいんですけれども、要するに、私は各地を歩いてみますと、非常に単価がそれぞれ市町村で違つてゐるやうなところがあるわけでございますが、たとえば百円とられるところもあるし、あるいは二十円とあるところもある、同じ月給をもらつておつてもそういうぐあいに同じ飲み水の値段が違ふ。ダムのアロケーション等を見ましても、電気のアロケーションをする場合には、電気単価は大体どの程度であると

いうことをきめてアロケーションしてゐる。水が生活用水として非常に必要である、そういう観点が必要ではないか、必ずしもそういくかどうかわかりませんが、しかし、水は生活用水としてどうしても必要であるならば、やはり国民に与える水というのは、一定限界的な考え方ではあり問題と處理するということが今後必要ではないかと思ひます。もちろん、財政的な問題とかいろいろ問題がござりますが、そういう問題としましては、やはり今後の問題として、これらの問題をぜひ検討していただきたいと私は念願いたしておるわけでございます。まあかつかつただけの金の中で必要な分だけ補助するという形じゃなくて、水の重要性、将来性、発展性の問題から考えて、どうしても水というもののこれは値段を電氣と同じような形にするか、あるいはそれ以上のものにするかは別として、ある程度アロケーションの値段の考え方、アロケーションの考え方とか、いろいろものを同じ思想でやつてもいいのじゃないか、あるいは私は考えておりますが、建設大臣の御所見をひとつ伺ひたいと思ひます。河川局長でもいいです。

○政府委員(川崎精一君) ただいま先生のお話のように、全国一律に同じような値段で同じような量の水を飲めるといふのは一番私もから考えましても望ましい姿であらうかと思ひます。したがつて、できるだけ私どももそういう方向でいろいろ努力はいたしておるわけでございますが、また、それぞれ厚生省、通産省、その他所管の省においてもそういう方向で努力はされておると思ひます。ただ、水というものは御承知のように非常に歴史的ないろいろな経緯もござりますので、かなり問題が複雑になつております。したがつて、なかなか解決を一気にはかるといふことは困難でございますけれども、そういう原水の単価の公平化といったやうな当面の問題につきましては私どももいろいろ努力をしておるわけでございますが、今後も御趣旨に沿ひましてひとつ検討してま

いりたいと考えております。

○古賀雷四郎君 そこで、私は先ほど河川の流水は私権の対象にならないというやうなお話をしました。だから、河川を流れておる水は公水であるという考えに立つたならば、たとえば、ダムに水利権を与えた水が流れてくる、あるいは特定の負担者が入れた水が流れてくるという問題は、その公水の中に入れないんじゃないかと、もちろん貯留した水ですから、これは特定の目的に使われることも考えられますが、色分けして河川の中を流すことはできないという状況でございます。先ほど水制度の問題ということで私をお話を申し上げたのは、そういう意味で私は申し上げたわけでございます。どうか将来の水制度というものがどういう形であるべきかということをいろいろ点から真剣にいま検討すべき私は転換期にきておるのではないかと気がいたしました。また必要な水を十分確保する、いわゆる流水の正常な機能を確保することは河川管理者の重大な責任でございますので、そういう意味でもこの水をどう確保していくかということは今後真摯な努力が要るし、それと同時に、先ほど申し上げました基本的な考え方から水制度を検討するということも今後の転換期にきた水行政のためにぜひ必要であらうと私は理解いたしております。これは答弁は要りません。

そこで簡単に、法案が提出されておりますので、私法案について若干お聞きしたいと思ひます。流況調整河川につきましてはござりますが、これで特定の流水の占有者が金を出すとすることになつております。そこで、水利権といふのはその流況調整の河川の中で確定されるのかということ、もう一つは、流水は私権の対象になり得ないというところで、そういうものを負担して、そこで水利権といふものが生まれるのかどうかということをお聞きしたいわけですが、

それからもう一つは、もしもそういう水利権が必要となつて別な場所にある場合には、たとえば財投によつて将来水利権を許可したときに

払っていく、払ってもらおうというようなことも可能ではないか。多目的ダムにつきましてはその財投が入っておりますが、この流況調整河川につきましては財投が入っていない、そういうことはどういったことなのか、その辺もひとつ予算の關係等もありましようから、いろいろ答弁しにくい面もありましようけれども、ごく簡単にひとつ御説明を願いたいと思います。

○政府委員(川崎精一君) 流況調整河川の事業を行ないまして、これをまあ広域的に河川の流水の水量調節、その他管理をすることによって初めて安定した水資源が生まれてくる、こういった場合に、この事業によって新しく生まれさせた水を、いわゆる特別水利使用者に費用を負担をさせて、同時に水利権を付与するわけでございますが、付与する地点は、これはその水利占用の専用の施設をつくりまして、そこで水を取るわけでございしますが、その取る河川の地点で付与することにいたしております。私どものほうで十分流況その他を勘案いたしまして、特にダム等の貯水はいたしませんけれども、年間を通じては安定した水の供給ができる、こういったところに限りましてこの制度を適用するわけでございます。

なお、財源的なお話がございましたが、私どもも今回の予算の時点でいろいろ御趣旨のような検討はしたわけでございます。当然やはりダムと同じように流況調整河川によって水の供給を受けるユーザーの中にも多少やはり要望とは違つた水量等の調整が必要になってくるわけでございますので、そういったものを多少未調整でも何か資金を立てかえてでもやれないかというようなことを検討したわけでございますが、多少時間もございませんで、実現を見なかつたわけでございますが、当然内容とすれば、同じような趣旨であろうかと思ひますので、今後ともひとつ積極的に実現の方向に努力したいと考えております。

○古賀雷四郎君 いろいろたいへん流況調整河川は問題が多いから、各省調整で御苦労なされたことと存じますが、非常に私はいい制度だと思ひま

す。今後問題の発展を積極的に公水を流すという基本的な考え方に立つてひとつ進めていただきたいと思ひます。

そこで、その流況調整河川でこども一つ非常に私は必要なことは、たとえば用水のないところに利根川の水を持っていく場合に、低水量が確保されていなければ持つていけないと思う。たとえば、利根川に幾ら水があつても利根川から江戸川に持つてくるのに、利根川の流量が管理されていらない限りには、江戸川に持つてくる水をどうするということとはなかなかむずかしいわけで、非常にここで低水量管理の重要性というのが浮かび上がってくるわけで、ダム管理等もその中の一部に入るわけで、四十二年の大洪水のときに各ダムを放流して各河川ごとの流況を全部承知しながら洪水対策を講じた実例がございします。そういうあつてふためいてやることなく、私はこの辺で低水量管理をどうするかというようにことをはつきりきめてやっていくべきじゃないかと思ひます。これは私の意見だけです。だから答弁要りません。

それからもう一つ、用水を他に転換する場合、これは技術的な問題でございしても、ポンプによる転換というのでも当然考へておられるだろうと思ひますが、その点はいかがですか。——わからないうすか、質問の意味が。じゃ具体的に説明します。たとえば利根川の水を、利根運河というものがもしない場合、流況調整するということでも持つてきた場合に、利根川からポンプアップしてでもできるじゃないか、そういった機械設備的な考へ方も当然入っているだろうと私は理解してはいますが、どうですかということ。

○政府委員(川崎精一君) どうも失礼いたしました。やはり自然流下だけではいろいろ措置をできない問題がたくさんあるわけでございます。現状をいたしまして、すでに農業用水等でも最近はいぶん用水を取水する場合に、そういったポンプ等使つておるわけでございします。私どもも河川の機能をさらに高めたり、促進するような意味でや

はりそういったものも当然考へていく必要があるうかと思ひます。

○古賀雷四郎君 そこで、これは私も実例を承知いたしておりますが、実は四十二年の洪水のときに東京に二十三万トンの水を神奈川県から送られるようになっていまして、ところが、東京からは送れなくなつた。あの洪水対策のときに非常に困つたことがある。こういった問題がありますので、リバーシブルにする、そのころはそうたくさんはないと思ひますが、そういった問題もぜひ頭に入れていただきたい。流況調整河川をつくる場合、ある地点だけにいくようなものでなくて、むしろ相互に融通すべき形のものと考えられれば一番いいじゃないかという気もします。そういった点もひとつ御検討願へばありがたいと思ひます。それからたくさんさんはないと思ひますが、それから流況調整河川というのは、私、内水排除とか、あるいは農業用水とか、都市用水とか、そういう目的を達する調整河川と考へても差しつかえないわけですね。

○政府委員(川崎精一君) 流況調整河川ということばそのものは非常に広い意味を持つております。したがつて、洪水の調節あるいは放水路、こういったものも含めまして、それらの地域の内水の排除あるいは水質汚濁を軽減するための希釈用水の供給、こういったような非常に多目的な性格を持つておる河川でございします。ただ、今回受益者負担の制度をお願いいたしておりますのは、その中で特に新しく都市用水が生まれてくるといったような場合に、特別水利使用者にその受益の範囲で負担をさせるということにいたしておるわけでございします。

○古賀雷四郎君 流況調整河川については、その程度で質問を終わります。それから特定多目的ダム法の一部改正で、財投を導入して水開発をやつていこうという考へ方でございします。これは冒頭に述べたように非常にけっこうな法律でありまして、ますますこの問題を広げていきたいと私は願ひいたしております。

財投という性格上、これは利子のつく金でございしますが、ききに申し上げましたように、私は公水であるという考へ方に立つならば、私は不特定利水という問題が相当大きくローズアップされて、必要な個所に必要な水を出せるというやうな形のダムという形態も考へてもいいじゃないかという気がいたすわけでございします。そこで治水ダム等は一つの例でございします。どうかそういった意味で、やはり目的のない水と云々いかぬですが、公水をたくさんつくるといふ考へ方で、今後進めるべきじゃないかと思ひます。財投をたくさん入れてもらうのはけっこうですが、やはりそれには財投を入れる段階におきましては水利権の問題もございします。そういった公水を開発することにつきましてどういうお考へかお伺ひいたします。

○政府委員(川崎精一君) やはり私どもがいろいろ日常の水利問題の処理にあたりまして一番困りますのは、その時点で河川管理者そのものが水を持つてないというのが一番の弱点じゃないかと思ひます。そういったときに調整をいたします余分の水がございしますれば、非常にうまい水利用調整等も楽にいけるわけでございします。したがつて、そういった意味で、できるだけ公水を開発していくというのにはやはり基本的な方向ではないかと考へております。ただまあ現時点ではいろいろ水供給の逼迫等からいまして、とてもそこまで余裕がないというのが実態でございしますけれども、できるだけやはり安定した水というやうな意味で、治水に対する安全度をできるだけ高める水の計画を立てる、こういうことになれば、それだけやはり水の余裕もできてくるわけでございしますから、そういった意味では、今後ともできるだけ努力をいたしたいと考へておる次第でございします。

○古賀雷四郎君 どうかひとつ、公水と申しますか、不特定利水と申しますか、そういったものをたくさんつくつていただまして、随時これからできるやうな水を河川管理者は持つて、水不足に

対処できるようにひとつ御努力をぜひお願いしたいと思うわけでございます。

最後に、水開発に伴っていろいろ今後解決すべき問題がたくさんございますが、水資源開発の水源地開発の問題ですね、これはこの前、大臣から御答弁いただきましたが、水源地開発に関する一つの問題をぜひ解決していただきたい。具体的内容は省略、説明をいたしません、非常に今後の水開発のために必要なことでございます。

それから河口せき、漁業補償で非常に困っておりますが、これらの問題に対しては具体的なひとつ対策を考えていただきたいということでございます。

もう一つの問題点は、河口湖の問題が一つも進んでおりません。実は周防灘開発をやるにしても、毎秒百トン近くの水が要るといわれております。筑後川は約二千八百平方キロで毎秒五十トンとすると、二つの筑後川を持ってこなければ水が開発できないということになるかと思ひます。だから絵に書いた餅になる可能性が十分ございます。だから、どうかひとつこの河口湖の問題を具体的に進める方向で考えていただきたいというところをお願いしまして、たいへん時間を食って申しわけありませんけれども、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○田中一君 ども古賀委員は御自分の在任中にできなかったことを、ここで川崎君に要求しているようで非常にこれは美談であります、どうか後輩を十分に教育してほしいと思います。

そこで、私伺いたいの、結論的に申し上げます、新しくこれから開発しようという水資源、これに加えて農業の大きな転換から少なくとも農業用水は新規の畑地かんがい等を含めても相当余裕があるのではなからうか。こういう点を中心に伺いたいと思うのです。むろん、私はよくわかれわれの党内でも議論になっております日本は工業をもつて立つべきか、農業をもつて立つべきかという議論は、これは終戦後ずっと続いて議論しておりますけれども、私は農業を中心とする国づくり

でなくちやならぬという信念を持っておりますから、誤解をしないで、農業を愛するがゆえにこの質問をすることを御理解願いたいと思うのです。たとえば、一つの例としてまず群馬用水を考えたい。これはもうお始めになったのが昭和三十八年に計画され四十四年に完成したということであり、かつまた、これは榛名山ろくにおける畑地かんがいの用水である。こういうぐあいに計画されております。また、その他にも相当多くの多目的ダム、いわゆる建設大臣、厚生大臣、通産大臣、農林大臣等が共管というか、おのおの分野からおのおの水を配分するための多目的ダムが建設されておりますが、これらのかつての配分をされておる水等の内容というものを十分に話していただきたいのです。群馬用水の例をとりますが、これは何を目的としてでき上がっているか。これは矢木沢ダムから持ってきている水もあつたと思うのですが、これはこういう多目的ダムの概要について水資源総裁、あなたのほうで担当しているものについて、計画の説明をまず願いたいと思ひます。

○参考人(柴田達夫君) 水資源開発公団がやっております事業の中で、新規に水を開発してきた、またやっております状況を申し上げたいと思ひます。

私どもの公団が始まりましたとちよと十年になります、現在までに工事が竣工したものあるいは現在着工中のものをプロジェクト数で申し上げますと、事業の数が二十八でございます。そのほか予算はついておるがまだ基本計画の閣議決定がないものが六つ、それから基本計画はきまつておるけれども、主務大臣の実施方針が出ないために未着手である事業が二つございますので、その六つと二つを加えた八つの事業はまだ着手しておりませんので、それを除きました現在着工中までの二十八の事業について申し上げます。お尋ねの新規に水を開発する事業が私どもは主でございまして、その新規に開発した水を流して運ぶ導水事業とかあるいは既存の農業水利につい

て大口事業等で合理化、近代化をはかるというような事業もございまして、いまお尋ねの新規に開発してまいりました、また、やっております分量を申し上げますと、二十八事業のうちで、これは農業用水の開発はかんがい期に限りまして、年間の量で考えたいと思ひますが、年間六十九・四億立方メートル、その内訳は農業用水が年間五・五億立方メートル、都市用水が六十三・九億立方メートルということでありまして、その百分比は農業用水が全体の新規開発の量の七・九%ということになります。

なお参考のために、予算はついてるが未着手の事業、たとえば琵琶湖開発事業等を含めまして申し上げますと、これは三十六の事業に相なりますが、年間いたしまして新規開発総量が九十二・九億立方メートル、農業用水が五・七億立方メートル、都市用水が八十七・二億立方メートル、この農業用水の割合がだんだん減つてきているのであります、先ほどの五・五億立方メートル、これからいけば八事業を加えまして五・七億立方メートルでございまして、この百分比は農業用水が全体で占める割合は六・一%に相なるということでありまして。

さらに参考のために、すでに竣工して完成した事業、つまり水の供給を実施している事業についてはどうかということ申し上げますと、これは愛知用水公団が実行いたしました管理いたしておりますものは除きまして、水資源開発公団が完成しました事業が十プロジェクトがございまして、そのうちの八つが新規開発に係る事業、それ以外は導水する事業になっております。その総量が二十四・一億立方メートル、すべて年間で申し上げます、農業用水が一・六億立方メートル、都市用水が二十二・五億立方メートル、この農業用水のすでに新規に開発をして供給をしておりますものの全体に占める割合は六・六%ということに相なっております。

それからさらにちよと御参考までに、都市用水と一括申し上げますが、その内訳は数字は省略させていただきますが、現在の着工中までの分、最初申し上げました数字ではまだ上水、工水の区分が未定の、アロケーションがきまつておらない部分が二十五億立方メートルでございますので、六十三・九億立方メートルと申し上げましたうち、二十五億立方メートルのきまつておらない分を除きました三十八・九億立方メートルについて申し上げますと、上水道が工業用水の一・七倍ということになっております。

それから完成しました二十二・五億立方メートルの都市用水の分につきましては、上水が工水の二・四倍というふうなことになるわけでございまして、大体をいうことで現在完成いたしましたものにつきましては十分効果があがりますように公団は管理にも当たるのでございまして、完成次第第的に沿うように鋭意これとめておる次第でございます。

○田中一君 私どもこれに疑問を持ったのは、利根水系の水が新規開発の用水なんです、つまり非常に農業用に使う比重が高い。これはむろん未開発の霞ヶ浦の問題も残っておりまして、とにかく蔬菜等にいたしまして、畑地かんがいにいたしまして、もはや茨城県の、背面ですから北ですね、北西のほうはもう公害で目ばしい生産はできないんじゃないかという見方をしているんです。しかしながら相かわらずそこに相当大きなパーセンテージの水を要求しているというところに疑問を持ったからこういうことを伺うわけなんです、たとえば群馬用水にいたしまして、矢木沢から相当量の水を持っていておられますが、どこに、どの地点にどういふ畑地かんがいをやろうとするのか、そのしようとする仕事の内容です。私は、榛名、あの辺の山ろくはすべてシラス地帯、火山灰地帯であらうと思うのです。そこに畑地かんがいをやろうというところになりますと、相当設備をしなければその水は全部浸透してしまいます。そういう場合における計算はどうなっておりますか、その点を群馬用水だけでひとつ説明をしてほしいと思ひます。

ました。うに、この矢木沢ダムの水を受けまして群馬用水の計画が成り立っているわけでございまして、計画といたしましては一万二百五ヘクタール、約一万ヘクタールの用地に水を持っていくということになっております。水資源公団の事業は、先ほどございましたように、昭和四十四年には取水施設、幹線水路等の基幹施設を一応終わりました。

取水施設、幹線水路等の基幹施設を一応終わったわけでございます。先生御案内のとおり、土地改良事業は取水施設、基幹工事が終わりますて基幹工事をやっていくわけでございまして、この基幹工事に続いて県管かん排事業、大規模圃場整備事業、農業構造改善事業というような末端事業があるわけでございまして、四十六年度末におきまして県管かん排事業は七九%、約八〇%の進捗度でございます。また大規模圃場整備が現在、四十六年度末で四七%、約半分近くの圃場整備事業が終わっているということでございます。したがいま

して、取水施設、幹線水路はできておりますけれども、この一万ヘクタール全地域に水を利用するという段階までいっておりませんので、これらの営宮かん排事業、大規模圃場整備事業の進捗とあわせて年々かんがいが面積が増加しておるといふ状況でございまして、四十五年度におきまして、この一万ヘクタールのうち約四千ヘクタール

ル、それから四十六年度には四千八百ヘクタール、四十七年度の末端事業を終わりました約五千ヘクタール、四十七年度の事業を終わりました約半分の面積にかんがいができるという状況でございます。まして、お話ございましたように、現在におきましては計画の約半分のかんがい用水としての利用しかございませんけれども、おおむね順調に工

事が進んでおると思いますし、現在かんかいを行なつておる約五千ヘクタールにつきましては、蔬菜とか果樹に対するかんがいが主体でございまして、蔬菜もこまかく申し上げますと、キュウリとかサトイモとか、いわゆるそういう蔬菜、果樹に対するかんがいがつきましてはそれなりに大きな効果をあげておる、こういうふうを考える次第で

111

○田中一君 田畑輪換の区域は四千三百ヘクタール、こうしてありますけれども、これは今度の米作転換でどのくらい減っておりますか。

○説明員(住吉勇三君) ただいまお話のございました田畑輪換でございますが、先ほど御説明いたしました一万ヘクタールの内訳をいたしまして、田畑輪換地区が約四千ヘクタール、それから畑地かんがい地区が約五千ヘクタール、残りが用水の補給地区でございます。先ほど申し上げました年度ごとの実績でございますが、用水補給地区は一番延びておりまして、次に畑地かんがいということ、田畑輪換地区が現在進捗をいたしまして一番おくれにございます。これを合わせて計画の現在半分の地区に水を利用する段階に至っております。

○田中一君 私の聞いているのは、田畑の輪換用水、この用水は今度の米作を減らすという政策についてこの田畑の減ったものがどれくらいあるかと聞いているんです。全然まだ水は減っておりません、これは将来とも減らすつもりはございません、こういうわけですか。現在どうなんですか。——それじゃもう一ぺん先に聞きます。水田が今度米作をやめさせようという地域が日本の田のうち——畑もあるかもしれないが、田のうちの何%減らす計画でおるか。それは現在の計画ののつとてどれくらい減っているかということをついでに聞きましょう。

○説明員(住吉勇三君) ただいまの数字は、全国でございますか。

○田中一君 あなた言えないから全国と言ったんです、この場合どう減っていますかといっているんです。

○説明員(住吉勇三君) 全国につきましてはただいま詳細な数字持っておりませんが、大体長期の需給見通しをいたしまして二百万トンぐらいの余剰の米……。

○田中一君 ヘクタールとして何ヘクタールになりますか。

○委員長(小林武君) ちょっと速記とめて。

【速記中止】

○委員長(小林武君) 速記起して。

○説明員(住吉勇三君) 先ほどお話ししたしました点におきましては、現在水田を新しく開くことは考えておりませんが、用水補給は旧水田に対しての用水補給、田畑輪換も農業経営におきまして水田にしたり畑にしたりという輪作をやつていく、そういうようなことで水量をいたしましては減つておらないと思っております。

○田中一君 私が水資源公団からもらった資料によりますと、旧田用水の補給が千三百ヘクタールある。それから十三・六億トンの水は、田畑輪換には四千三百ヘクタール、畑地かんがいは四千六百ヘクタール、こういっているんです。補給は旧田用水補給として千三百ヘクタールには水が必要なんだと、こういって計画されている。群馬用水なんですか。これ、せんだって五カ年計画のときにもよく聞いているんですよ。どうも農林省は、いまの役所でもつてかつて、戦後繁栄して——繁栄といっちゃおかしいけれども非常に花形の、農林省はいまはだんだんしりつぽみになって、そしてアメリカから圧迫されて、あるいは要求されて農産物を輸入しなきゃならない羽目におちいって、ますます行政機構としての農林省の守備範囲が狭ばまってきたという現状から見、今後何をやるかという考えもなく、ただ、いままですこの水というものをわれわれは一番多く使つておつたんだからその水をよこせ、ワケ取りをしておこうという思想があるんじゃないかということをお心配しているんです。これは多少ありますね、参事官。だんだん自分の守備範囲がなくなってきた。これは官僚政治の弊なんです。せんだってこれは西村建設大臣に——あなたかつて農林大臣やったことなかつたかな——質問したことがあるんですが、大きく農業は転換したという実例が、実態があるならば、当然これは農業には水が不可欠なものでありますから持つていってもよろしいけれども、ただ自分の行政範囲、農林省の行政範囲を守るために、これだけの水をよこせとい

う要求があるんじゃないかということを心配しているわけなんです。それは前段にあなたに申し上げたはずだ、私はこういう考え方で質問するんですよと申し上げたとおりなんです。一例として群馬用水を取り上げたわけですよ。

もう一つの、二例として愛知用水聞きました。愛知用水の問題をあなたも数字を言つてましたし、総裁も言つてましたから、私は水資源公団から提出を受けたこの資料を中心に質問するわけです。これは農業用水としては七十二・八億トンのうち三十三・二八億トンは農業用水に使うんだと、農業用水これだけ使つていっている……これパーセンテージね、この地点はいま計画されたところの開拓——愛知用水は知多半島の開拓の場合が多いわけです。岐阜、三重、愛知と三県にわたつておりますが、この開田あるいは補給した水田が現在どうなつていのか。おそらくここにはもう相当な工業が進出して、工業用水はこのうちの二十・四三になつてますがね、これはどつちがどう、水の配給の増減があつたんじゃないかと思うんです。知多半島でやつぱりこの計画どおりの農業をやつておりますか、どうなんですか、現在。

○説明員(住吉勇三君) 先ほどの群馬用水の用水補給につきましては私の説明が足らなかったようでございますが、先生御案内のとおり……。

○田中一君 御案内じゃない、御案内ないから聞いているんだよ。

○説明員(住吉勇三君) この用水の補給計画と申しますのは、農業が自然の降雨によるところが多いものでございまして、水の順調な年もございまして、不足する年も多い、そういう場合に……。

○田中一君 それは御案内ですよ、そんなことはわかつてい。

○説明員(住吉勇三君) そういうことで、その用水補給は千ばつ時の不足のあれに對しまして水を補給するということでございます、よぶんの水はないという御説明をしたかつたわけでございます。

それから、ただいまお話のございました愛知用水

水でございますが、この関係につきましては、その後の周囲の情勢の変化によりまして三十六年の基本計画地帯に三万ヘクタールの水田を対象にしておりました。したがういまして、農業用水が二十八・六トン、三十トンの水のうち二十八・六トンというものが農業用水でございますが、その後年々受益面積が減つてまいりまして、四十三年には約三万ヘクタールの基本計画から一万五千ヘクタール、約半分ぐらいに受益面積が減つてまいりまして、したがういまして、この三十トンの水のうちの農業用水は二十一トンと、それ以外のものが上水道、工業用水というようなほかのものに転用されておるといふ実情でございます。

○田中一君 三重用水について伺います。これが新規利用水としては七千四百ヘクタール完成している、これはどういふ変化になつておりますか。

○説明員(住吉勇三君) 三重用水につきましては計画の受益面積が七千四百ヘクタールでございますが、農業用水をいたしまして約四・七トン、それから都市用水をいたしまして二・六トンという計画に現在なつておる次第でございます。

○田中一君 いま、これは四十九年にできるんですからまあこの計画を変更しなきゃならぬのじゃないかと思うんです。御承知のように、あなたおっしゃる通りに、現在の計画はそうなつておるんです。計画はそうなつておるけれども、あなたのはうで持つていける農業政策の面からいって、米作を抑制しようというこの考えからいって、これは減るであらうということを言つておるんです。ただ、水の先取りをしてこれはおれのものだということじゃならないんです。御承知のように、都市用水というものは、もうたいへんなことになつておるんですよ。生存の問題が先に來ていっているんです。したがうい、こういうあなた方が一件ごとに——はかにまだたくさん御質問することあります時間がかつたでしょうか。これだけのものをこれはもう一カ月ぐらい前に質問しておるんですよ。変化はあるんじゃないかと言つておるんです。これは一つの例としては、先ほど前

段に、利根用水の新規の要求というもののに対する配分というものが過大ではないかという点の疑問から申し上げているんです。むしろ、これには利根河口せきができて、ここにも水は相当あるんだというふうな前提から考えておるでしょうが、その用途は何かという、これは霞ヶ浦から西北の畑地かんがいに使うんです、こう言っておるんです。どうも畑地かんがいに使おうというんですけれども、あの辺は公雪でたいへんなんです。そうすれば、畑地かんがいという農業なり果樹なりをつくるにしても、大きな政策的な転換があったのか、国としての。たとえばフレイムをつくる水耕蔬菜をつくる、土壌が汚染されているところから数限りないのです。したがって、土を使わない蔬菜づくりをするというふうな方向に転換したのか、またしようとするのか、こういう点を、せんだつては西村建設大臣に、あなた閣議でそういう大きく農業政策が転換しているのを御存じですかと言ったら、知らぬと言っていました。そうでなければ、茨城県の、選挙区でいえば第三区です。その区域の霞ヶ浦から西北、この辺は汚染されているのです。かつては農地と水田として良好な水田がたくさんあります。学園都市を持ち込んである場所です。あの辺の周辺です。よ、東京都、千葉、群馬、埼玉に接したところ、一帯ですが、工場がどんどんできています。はたしてどこでどういう農業あるいは蔬菜づくりなり、あるいは果樹なりを行なっていくのかという点について聞いておるわけなんです。私はこの問題はただ単に農林省が将来の自分の守備範囲を安定させるために、広げるために水の先取りをしているということであって、はたしては観点から質問しているわけなんです。どうも建設省がいま出している広域利水調査の第一次報告、これはなかなかおもしろいものだ。これは第二次も第三次もどんどん出してほしいと思う。しかしこの内容というものはみんな地方の都道府県、公共団体がまとめたものじゃなからうかと思うのです。こ

れはほんとうに利水の面、おれの分野じゃないと言われている、都市用水の責任は建設大臣持っているはずですから、そうすれば、農林省のように、私が申し上げているのは——お聞きになっていますね。農林省のようにかつての夢を実現するために水の先取りは困りますよということを言っているんです。したがって、日本の産業構造全体から見ても、いままであるところの水を再編成をしない、きやならない、利水の再編成をしない、きやならないということを主張しているわけです。

かつての慣行水利権として明治政府ができた上から、以来これは定着しています。これもかつての河川法の改正によって許可水利権と同じような効力を持っている、法的根拠ができた。これはさっき言った全国でどのくらいの水田を宅地化し、あるいは他に転用するという計画になっているか、その数字を知りたいというのが、これから申し上げることについて伺っているわけなんです。慣行水利権というものは、これはもう血みどろな竹やりでもって殺しつくるような水争いが起きたという歴史的なものなんです。ことに流域変更、分水等になりますと、さらに問題が大きくなったという歴史的なものなんです。しかし今日は、米作の政策的大きな後退から農業用水は相当他に向けてもい余裕があるのではないかと、こういうことなんです。私はもともと真剣に農林省も取り組まなければいかぬと思うのです。水の問題は日本だけではございせん。世界的にこの水の問題は、いままでの慣行水利権として今日まで日本全国に農村に分布されている用水ですね、この用水に対して何か手当てをしておりますか、あるいはこれに対して必要ないところは他に持っていく、残ったものは、開発されるところは都市下水道にするとか何とか、そうした形の変更が具体的に求められなければならない。あなた方、自発的にそれをしなければならぬと思うのです。慣行水利権に対する整理、調整、これがどう行なわれ

ているか伺います。

○説明員(住吉三三) たいまお話をいたしましたように、都市化現象によりまして農地が転用され、壊滅しているというふうな地区も部分的にはございまして、そういう地帯におきましては、潜在的に水の需要は減少しておるわけではございまして、しかしながら一方、近代的な農業基盤と申しますか、機械化農業を進めるために地下水を下げるとか、乾田化するとかいうような工事あるいは畑地かんがいの必要な地域等ございまして、多少こまかく申し上げますと、現在圃場整備が終わっておりますのは、全国三百四十万ヘクタールの水田のうち二十六万ヘクタール、八%が近代的な圃場整備が終わっておりますわけではございまして、大体この圃場整備をやりますという現象がございまして、水、水の需要がふえるという現象がございまして、また一方、畑地かんがいは全国二百四十万ヘクタールの畑がございまして、畑地かんがいの施設が終わった、現施設をやっております地区は十二万ヘクタール、全畑地面積の五%というふうなわずかでございまして、こういう面におきましては畑地かんがいを大いに進めていかなければならぬというふうな要素もございまして、総体的には農業用水の需要は増大するものと考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、都市化現象の進んでおります地点、そういう地点におきましては、水の有効利用をはかるという点におきまして、農業用水を合理化しまして、極力他用途に振り向けるための事業というのを考へ、農業用水合理化対策事業というのを本年度から工事を実施する予定にして準備を進めておるといふような段階でございまして。

○田中一君 貿易自由化によって海外から入ってくる蔬菜、果樹類ですね、あるいは米麦も含めまます。これらの問題はどのくらいに押えているのですか。いままではまた国が買っている小麦とかあるいは加州米なんともも政策的に買っておる、そういうものが全部きれいになくなったとして、どのくらい増大する見込みなんですか。あなた方は農民の心を忘れてかつてに政策つくって進んでいるのです。ミカンがいいからミカンつくれ、ミカンつくれとすすめている。今度政策的に大団に屈服して、もうミカンはつくるのをやめてくれと、この循環が今日の農業というものをから離農する人を多くしたのである。私は一番最初言っているように、農業本位の国でなくちゃならないと言っているのです。あなたに聞かそうと思った、あなたすなおに答弁すると思つたからそう言っているのです。その信念を持っています。しかし現在持っている農業政策というものはそうじゃない。そうしていま一番大事な水の問題を浪費しているのじゃないかというのです。これは参事官だけに言ったのじゃないかというのです。もう今日は過去を忘れて将来の、次の時代の若者たちのためにこうあるべきだということをきめなければならぬのじゃないか。私は一面、都市の過密化というものもある、地方の過疎化という二つの現象もこれは一つのものですから、水の問題です、私は水の問題を伺っている。水がますますこれは足りなくなってくるのはもう明らかなんです。だから政治的にはあるいは社会的には家庭用水というものはもかくかくになるんだから節約なさいよということのPRも必要です、国民に対しては。これは建設大臣全くそうなんです。工業用水にいたしましても野方図に使っているというものは少ないんですよ。ことに使用料の問題にいたしましては、工業用水と農業用水はほんとにゼロみたいなものです。都市用水だけが一番高いんですよ。工業用水はそれに次いでいる。そうして一番苦しむのは、かつての八、九年前の東京の水の飢饉、いま古賀君が言ったように神奈川県の水の飢饉、こうした現象があらわれて生存、生活に苦しむんですよ。だから農業用水は農林省が真剣になって点検をする、先行的な点検をする。慣行用水のむだなところはそれを廃止する。そうして必要な新しく将来の日本の民族産業としての農業、これはかくあるべしという目標をつくって、それで使う水

は、これこれの水が要るんですよということならいいけれども、いま各地で要求しているあなたの方の水というものは、十年、十五年、二十年前の農業の必要だという水の数字をこれをあげていて、すぎないんじゃないかと思うんです、要求されている水というものは、それを心配しているわけです。もう参事官に伺いません、御答弁要りません。

そこで、建設大臣、いま申し上げているように、これから多々必要であるというこの水資源の問題を、どうも柴田総裁がそこには建設大臣直轄の命令系統がないからなかなかはいと聞かない立場にありますけれども、水のメーカーですから、使うほうの側に立ってこれは閣議ではつきりと発言なさい。国民というよりもっと産業界が、農業にいたしましても、工業にいたしましても、水のむだ使いが多いんじゃないかということなんです。農業については私は申し上げたように、田畑がない地域にもかつての慣行水利権という形で水が流れております。これは整理統合すべきじゃないか、調整すべきじゃないか、これが一つ。工業用水にしても、これはちょっといまドルショック以来生産が停滞していますからいまのところはいいいけれども、将来の問題として、これも水を大切にしなければならぬんじゃないかというこの基本的な水政策というものを政府はお立てなさいということなんです。水の行政をつかさどっているのはやはり政府なんですから、水の政策をお立てなさい、基本方針を、次の五カ年計画ができた、こうして一日も早く水を円滑により多く供給しようという今度の改正であります。この改正の一連の目標は何かという水を大切にすること、水の公平な配分をすること、かつての慣行としていてるところの水に対する再点検と再配分の計画を立てること、こういうひとつのものが広域利水調査報告書であります。この努力は買いますけれども、この内容はやはり御注文にに応じてその御注文をまとめましたものでございまして、いうものにすぎないんですよ。大きく水利利用の調

査室をつくるあるいは内閣につくる、建設省につくる。そうした水利利用の根本的な基本方針というのをきめなければならぬと思うんです。むろん、水をつくり出すという作業は当然それに並行する。いまこうして、これは、五カ年計画の中に、も百七十幾つという水利権を求めながら、調査しようというこの希望に対しては、大賛成なんです。一面、このつくるという操作のほかに節約する。むだな水をかつてに確保しているという部局があるではないか。これに対する検討をなさいということをやっているんですよ。これは私は終局的にこの質疑はこの辺でやめなければならぬ、あなたは私の申すことがおわかりになっているはずだから、それで閣議大臣としてこの水の問題については各省にまたがるから厚生省もまた通産省もまたがつておりますから、それについて代表的な基本方針についての答弁を願いたい。それを伺って満足すればやめます。

○国務大臣(西村英一君) いろいろ所見を交えての御質問でございますが、私はこの前も申しましたように、水行政は需要と供給、したがって、建設省の役目は供給の面を主としてやはりつかさどってきたところでございます。しかし、供給するからには一体需要がどうあるのか、どういふものにとだけだけ要るのかということが大事であるけれども、建設省としてはその辺はまことに弱いと、こう前から私は言っておるのでございます。今回、建設省がやりました広域利水の調査もこれは全面的に建設省が自信を持ったということとは言えませんが、私がやはり役人の方に聞いたときに、一体これはだれがつくったんだと言いましたら、河川局長は建設省みずからの責任でつくったところ言います。言いますが、やはりこれは需要面につきましてそう簡単に建設省はわかるはずはないんですよ。だからやはり需要面はいろいろ厚生省からもらい、農林省からもらってこの数字を出してあるものでございますが、まあ、第一次報告をしたのですからこの努力は買ってください。

○田中一君 大いに買っています。

○国務大臣(西村英一君) これは第一次報告でございます。第二次報告はやるのかと私が聞いたら、第二次報告もやりますと、こう言っている。そこでこれは、非常に各地方でもって、全体の公益ですから、やはり部分的にもう少し詰める必要が、私もあなたと同じように全面的に信用は置けません。ことに関東地方の問題につきましては、いま河川局長は一生懸命ある研究所とタイアップしてこれをもう少し詰めてみようということでございます。ただ、需要面につきましてはたくさん厚生省、農林省、通産省等ございしますが、これはまとめるのが困難でございますが、そのまゝの方を経済企画庁でまとめるようないまの行政組織になつておるのでございます。これがいいか悪いかは別でございます。経済企画庁がひとまずまとめる。したがって、水資源開発公団等も経済企画庁の所管になつておるのでございます。しかし、私のところは関心がないうわけではございません。いずれにいたしましても、あなたが言うように、やはりつくることはつくつても大事な水であるから、ひとつ供給も必要もそれをしつかりしろ、節約するものは節約すべきだ、こういうことは当然だと思ひますが、自信を持っていま農林の水がこれだけここに要る、工業用水はこれだけここに要るという、こういうような再利用するんだという確信を持った答弁は非常にむずかしいわけでございます。しかし、いざいざにしてみても、あなたがっしゃいますような精神は私は十分わかつておりますから、私も建設大臣といたしましてまとめる立場にはありませんけれども、供給面を持って私の立場といたしましては、十分需要面をこれからひとつわれわれの立場でいろいろ考えたい、かように思つておる次第でございますが、十分ひとつあなたの御趣旨はわかりますから、どうぞよろしく御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 建設大臣の意気込みは了承します。そこで、経済企画庁にちよつと云つておきますがね。あなたのところで今度は、もうことしの予算はしようがないけれども、これに取り組むのだときまれば、事業費も何も持っていないのだから困るのだ。事業費を二十億、三十億取つて、当面ほんとうに、行政管理局じゃないけれども、各省が握つておるところの水資源ワクですね、これをまず検討する、各省握つておるものを、それを同じ仲間だからしないのだというんじや困るんです。そうして農民は、いま比較的農民そのものが農業に対してゆるやかな感覚を持っているように私は見受けられるのです。そこでそういう点を実行する、あるいは補助するという金もつとなくちやならないんです。こういう点は今後とも、いま西村建設大臣もそう言っているのだから、木村君は全然出て来ないけれども、そういう点は伝えておいていただきたいと思うのです。それでどこかではんとうに真剣に取り組まないといふことになりません。これだけ申し上げてやめます。

○委員長(小林武君) どうですか、答弁ありますか。

○説明員(牧野俊衛君) 先生おっしゃることどもでもございまして、言われたから申し上げるわけではございませんけれども、私のほうで三、四年前に一応全国の状況を調べたことがあつたのですけれども、しかし、それも地元の県意向を無視した調査でございまして不十分な点があつたものから、四十八年度から調査を実施したいということとで考えております。先生の御趣旨十分大臣にも伝えますし、今後努力したいと、かように思ひます。

○委員長(小林武君) 而案に対する質疑は一応この程度にとどめます。

○委員長(小林武君) 次に、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、一昨二十三日趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○田中一君 最初に伺いますが、衆議院の議員提

案で出されている法律案、これに対しては、大臣はこの審議には参加しておらなかったのです。あるいは政府委員が参加しておらなかったのか、それをまず伺いましょう。

○政府委員(沢田光英君) 衆議院におきましては、委員長提案でございまして、そのままだ可決されまして、私も審議には参加しておりません。

○田中一君 そこで、お伺いするわけですが、この全文——全文というのはすべての文章です、一部改正の。これはここできまれば、当然このとおり忠実に実行するというような含みでありますか。それとも何か御意見があるなら御意見を伺います。

○政府委員(沢田光英君) 今回の改正につきましては、主要な点はすでに御存じと思いますが、要は、勤住協が受けております業法の規制をはずす、そのために、そのためにいいますか、反面、大臣のこの法律に基づきます監督の規制を強化する、きょうなことで仕事はうまくいくだろう。過去の実績等を勘案いたしましたので、きょうなことで私も支障ないと思っておりますので、全面的にこの法律で実施していきたいと思っております。

○田中一君 われわれの政党でもこれを提案したい一員であります。あとでこの内容については伺いますが、ただ、勤住協のやっております事業並びに勤住協の一部の仕事を担当している住宅生協——住宅生活協同組合の任務の点について伺っておきたいと思うのです。

最初伺いたいのは、勤住協は建設大臣主管の住宅供給機関です。これはかつて母体であった住宅協会というものの法的根拠を与えようということとでできたものがこれでありまして、勤住協に与えられている今年度、六千戸、こういうことになっております。これが一面、そのある部分を受け持っている住宅生協、各都道府県にありますが、これらはもう一つ、これでは手薄なんだ。もともと住宅を要求する一般大衆がいるんだから、といって厚生省所管の厚生年金事業団、この機関を経て約千八百戸の融資を受けて住宅局がやっています。

まず最初に伺いたいのは、住宅金融公庫が国の機関としての融資の、融資というか、これは融資といつても事業の手続、過程だけを機関でやるのでありますから、結局完成して、居住者がきまれば住宅金融公庫並びに個人ということになるわけですね。その間の手続機関、融資機関、それから手数料、金利等詳細にだれでもわかるように説明してください。それをひとつ建設省の沢田君に聞きたい。

それから厚生省のほうは、厚生年金の還元融資としてきている本年度三十四億、千八百戸というものの、いまと同じように単価も交えて一戸当たり幾らの建設費としてやっているのかという点について、融資状況、締めくくります、まず建設省から説明してください。

○政府委員(沢田光英君) 住宅金融公庫はこの住宅勤労者住宅協会の、先生おっしゃるように四十六年度にはおおよそ六千戸の分譲住宅の、一般分譲住宅の融資をしてございます。

○田中一君 四十六年度も……

○政府委員(沢田光英君) はい。この条件はすでに御存じと思いますが……

○田中一君 御存じではない。ちゃんと……

○政府委員(沢田光英君) 金利が五分五厘でございまして、年限は耐火構造であれば三十五年、木造であれば十八年、こういう償還年限は耐火構造であれば八五〇、その他のものであれば八〇、かような融資をいたしております。で、勤労者住宅協会はこれを受けて、直営でございまして、いわゆる公社と同じように直営で分譲住宅を建てましてこれを分譲いたします。公算の上、分譲をいたします。そのときの分譲の条件は公庫の規則にきまっております。政令、省令その他できまっております。たとえば譲受人のきめ方は公正にきめなさいいけない、それがとかかくうたわれております。それから譲渡価格の方法も原価計算方式によりまして利潤はないと、かようなかっこうで、この五分五厘を中心といたしました

先ほどの年限での償還、そのほかの事務費、これは三〇の手数料のようなものが原価に入って、これは元金均等償還で割賦をする、きょうなことになってございまして。

そこで、勤住協が、直接の場合はそうでございしますが、それがまた委託によりまして、これはこの法律によりまして住宅協に委託ができるということになってございまして。それも委託でございまして、いま言った範囲内での業務を単に委託するということで、金額その他の譲渡条件も勤住協が直接行ないますので、最終的には、全然同じ条件でございまして。

○田中一君 それじゃ、厚生省。

○説明員(持永和見君) お尋ねの年金福祉事業団によりまして住宅生協に貸し付けでございますが、四十六年度の実績は、住宅生協に貸し付けて年金福祉事業団から二千二百五十八戸の貸し付けを行なっております。それから、住宅生協に貸し付けます年金福祉事業団の融資条件でございまして、年金福祉事業団の融資条件は、御承知のように、年金福祉事業団といたしましては、厚生年金等の年金制度の被保険者の福祉のために融資を行なっているものでございまして、その融資条件も大企業、中小企業等によつてそれぞれ異なっております。で、申し上げますのは、被保険者の団体の組織する住宅生協などに対しましては融資条件でございまして、利率は年五・五でございまして。御参考までに申し上げますと、大企業は七、中小企業は六・五というようになっております。融資率でございまして、融資率は九〇でございまして。住宅生協に貸し付けますのは九〇でございまして、それから償還期限でございまして、償還期限は、耐火建築物につきましては三十五年、それから簡易耐火につきましては二十五年、木造建築につきましては十八年、こういうことになっております。償還方法は元金均等償還という方式をとっております。

○田中一君 以上でございまして、耐火建築の場合の単価は幾らに見積もっておるか。これは一べんに質問します。両方答えてください。

○説明員(持永和見君) 住宅関係の耐火構造の一平米当たりの単価でございまして、北海道を除きます地域におきましては、三万三千八百円ということになっております。北海道につきましては三万五千六百円でございます。

○政府委員(沢田光英君) この四十六年度の実施単価でございまして、耐火構造の、これ平米により地区によつて違いますけれども、耐火構造の五十八平米のもの、これが百三十万円、上物百三十万円でございます。

○田中一君 この厚生省のもの、これも平米……

○説明員(持永和見君) ただいま申し上げましたのは一平米でございます。

○政府委員(沢田光英君) 平米を合わせますために、いま私の申しましたものを平米当たりに直しますと三万一千七百円になります。耐火構造で。

○委員長(小林武君) 前は坪ですか。

○政府委員(沢田光英君) いや、そうじゃなくて、前は一戸当たり、五十八平米のものが一戸当たりで、こういうことを申し上げました。

○田中一君 これは、そうすると、年金住宅と公庫住宅というもので単価が違ふということ、これは勤住協じゃ少なくて、住宅金融公庫を原資とするものしか関係してないわけですね。谷口君説明してください。厚生年金の融資はこれ関係してないわけですね。

○参考人(谷口次雄君) 勤住協になりました、四十六年度事業として厚生年金の資金を借りることになりました。それまでは四十二年勤住協がございまして厚生年金は借りておりません。したがって、住宅金融公庫の資金のみでございまして、

○田中一君 それで、四十七年度はどのくらいのワクの内示があったか、もうきまっちゃったの。

○参考人(谷口次雄君) 公庫のほうは六千戸でございまして、厚生年金のほうは計画としては

三百戸を計上しておりますが、まだほんとうに計画を練ってはおりません。

○田中一君 西村さんに伺いますが、いまの勤住協は住宅金融公庫の融資だけを受けて六千戸というものを担当しているわけなんです。そこで、もっと家がほしいという大衆がいるから自分のほうでよりもっと担当できますよということになって要求をしているのです。それから一面、この厚生省の厚生年金事業団からは厚生年金の還元融資として勤住協にはきていない。じかに生活協同組合にいつているわけなんです、資金が。そこで、この場合二本なんですよ。同じように供給をしようという住宅生活協同組合なんです。二つの原資、それも異なっている原資、それから内容も違うのです。大体合わしておりますけれども単価が違う。平米当たりすると三万三千八百円と三万一千七百円の差もあるのです。融資の違いも。合っておりますのか。

○政府委員(沢田光英君) 私ちよつと手元に資料がございまして、四十六年度で申し上げまして、四十七年度は三万三千八百円で合っております。申しわけございません。

○田中一君 それじゃ、この厚生年金の原資、融資、利子、それから条件等は常に住宅金融公庫と話し合つて、同じものを出しているということですか、両者の答弁は。

○政府委員(沢田光英君) お話し合ひはしておりますが、しかし私どものほうのいま違つておりますのは、たとえば融資限度、これがいま伺いますと九〇%まで融資しておられる、私どものほうは法律、政令で八五%まで、かようになっておりますので、その辺は合っております。

○田中一君 両者とも土地に対する融資はしておりますか、してありませんか。

○政府委員(沢田光英君) 住宅金融公庫ではやっております。

○説明員(持永和見君) 年金福祉事業団のほうもやっております。

○田中一君 それは戸当たり所要のものは何坪、何十坪、何百坪に抑えている。そして、それに対して平均幾ら幾らというのが出ておりますか、それはどうなんですか。

○政府委員(沢田光英君) いま、まず坪数は、木造でございまして、大体いろいろございまして、百五十平米当たりが中心でございまして、それから共同住宅で百平米、この辺のものを貸してございまして。単価はいろいろA、B、C、D、E、Fと地域がございまして、それぞれ一平米当たりAでは七千五百円、一番安いほうのDでは千八百円、これで場所別にきめております。

○説明員(持永和見君) 年金福祉事業団の関係でございまして、土地は共同住宅と、耐震向け住宅以外の住宅、いわゆる普通の住宅につきましては戸当たり百六十五平米、北海道につきましては二百三十一平米と、こういうことになっております。それから単価でございまして、一平米当たりの標準単価、これは私どものほうは四十七年度のものを申し上げておるわけでございまして、一番高いAが一平米当たりの標準単価は八千二百円でございまして、それから、共同住宅、耐震向け住宅の敷地として、いま申し上げましたのはAの八千二百円はいわゆる普通の住宅でございまして、それから、共同住宅などにつきましてはこのAに相当する地域につきまして、一万百円でございまして。

○田中一君 やつぱりこれ違うんですね。厚生年金は、厚生年金の加入者だから特別に配慮しているということなの、その点どうなんですか。

○説明員(持永和見君) 冒頭に申し上げましたように、年金福祉事業団におきまして融資は、保険料を拠出した被保険者のために還元をする、こういうことでございまして、そういう趣旨からいって、融資の面でできるだけ有利に扱うということが前提になっております。

○田中一君 これは住宅資金についてちよつと聞いてみたい。住宅金融公庫の資金はうちを建てる金がない、金を借りようにも貸してくれない人、信用のない人、いわば金を持っていない人、これ

に貸すんだというのがこの性格なんです。厚生年金に入っている人は、金がないというよりも、金はあるにはあるが少ない、こういう性格を持っている。その金がない人に貸してくれる金のほうが低いなんておかしいじゃないか、沢田君どう思う。

○政府委員(沢田光英君) 私どものほうも公庫法の審議の際にはしばしばおっしゃられたわけでございまして、十分予算をとりまして建築費についても十分個人融資をしてお貸しをしたい、さらに宅地についても十分お貸しをしたいという熱意を持っておりますが、しかし、用地につきましては用地の個人融資につきましては、用地につきましては特別の場合以外には貸してないというのが実情でございまして。たとえば区画整理済みの土地とか、あるいは公園、公社が環境よくつくった土地、そういうものを買るときには特別に貸す、そのほかは土地を持つておられれば上物についてお貸ししますからというような制度にいまなっておりますわけでございまして。これは予算的な問題だろうと思ひます。ただこの公社とか、その他のこういう分譲制度、特にこういう特殊法人関係のものにつきましては、その点どうせ建て売りでございまして、土地までもあるということ、これには貸すというところで努力はしております、そういうことでございまして。

○田中一君 現在土地に対する融資はしていないくせに、貸すことができるんだと言っているんでしよう。現在はないんでしよう。

○政府委員(沢田光英君) 公社とか、この勤住協のたぐい、いわゆる特殊法人等、これにつきましては上下とも貸しておるわけでございまして。

○田中一君 いま沢田君言うけれどもね、せんだって公庫法の一部改正のときに言っているように、十四万戸のワケを持つておるが、十五万戸くらの申し込みがある。これは書類の資格条件その他で排除される、申し込みすればだれでも貸しますよ、こういうたてまえなのか、申し込みす

ればだれでも貸しますよ、個人個人に……。だから住宅金融公庫法の全面改正しないかということをおっしゃるのです。本年度の融資はどのくらい、何戸くらいいさせるつもりですか、勤住協には。

○政府委員(沢田光英君) 四十六年度とおおむね同じ六千戸程度ということをもくろんでおります。これにつきまして上物と土地につきましてのお金を融資するという所存でございまして。

○田中一君 勤住協に聞きますが、六千戸でもう手一ぱいだという気持ちというのか、実態なのか、あるいは一万戸でもできますということなのか、ちよつと伺ひます。

○参考人(谷口次雄君) お答えします。この四十七年度事業につきまして各生協から希望をとりまして、それによりまして七千戸ちよつと上回った程度でございまして。もちろん、これは勤住協自体の直轄の事業も加えてのことでございます。大体私どもの考えでは七千戸に対して六千戸の割り当てをいただければまずいいんではなからうかと、こういうふうな思ひでございまして。

○田中一君 厚生年金事業団に対してはどのくらいの要求をしておりますか。

○説明員(持永和見君) 事業団につきましては、四十六年度は、先ほど申し上げましたように二千二百五十八戸の住宅申し込みがございまして、そのほとんどが決定いたしておりますけれども、四十七年度の状況につきましては、現在のところ五月一日から事業団が受け付けの開始をいたしております。どのくらいの住宅生活協同組合に申し込みが出てくるかというところはいまのところ具体的には把握しておりませんけれども、年々の傾向からいいますと漸増いたしておりますので、そういう意味合いにおきまして四十六年度の二千二百五十八戸をかなり上回るお申し込みがいただけるんじゃないか、かように考えております。

○田中一君 これは庶民というものは非常に現金なもので、条件がよくて余分に貸してくれる、単価もいところへいってけるといえば借りるも

のなんですよ、低賃金だから。これは話し合つて一つのものにしたらどうか。一つのものというか、一つの条件にしたらどうかと思うのですよ。その問題が一つ。

それからもう一つは、まあ何といつても住宅生協というものは厚生大臣の所管する守備範囲の行政であります。動住協は建設大臣が単独でこれを指導する機関であります。住宅供給というのは、私はしばしば言っているように五つも六つもいまいあるわけなんです。政府直接の機関が六つあるわけなんです、住宅供給の仕事を行なっているところ。それがすべてみんな条件が違うわけなんです。できる家賃も違う、単価も違う。こういうような、いって言えば統一のない融資条件で、特定なるものに特定なる融資をしていくというのがあるいは特定なるものに特定なる住宅をつくらせて、それを賃貸しているという状態が現状であるわけです。そこで、住宅生活協同組合というものは、これは法律でつくられていたものであります。そこで私は、住宅生活協同組合をもっと高度に利用すべきだという考えを持っていくわけなんです。昨年でしたか、東京住宅生協は企業として千葉君が創設して各組合に呼びかけて上り上がったものなんです。したがって、今日各地方にある住宅生協は、組合員と労金を中心になっているのです。計画立ててみな考えて労働組合等に働きかけてつくったものです。これは沢田君も知っているはずなんです。ところが、現在あるところの住宅生協というのは、その地域の労働者が集まってどうしても一日も早くしてくれと、住宅金融公庫に申し込んだってなかなかきやせぬ、かつては、いまは申し込めば貸すというけれども、どこかで仕事してもらわなければならぬ、どこかで監督してもらわなければならぬということになる、地域的な一つのグループでもって仕事をしてもらいたいということになる。かつての東京住宅生協と性格が全然違うわけなんです。これは厚生省はどういう認識方をしているか一ぺん見解

を聞きたいと思うのですよ。現在の東京住宅生協以外の住宅生協は企業として行なったものでなくして、それぞれ地区の労働組合の組合員が集まって住宅生協をつくっているわけです。したがってどんな認め方をしているか。もう一つは、東京住宅生協はどこかに、あなたの方のほうにたいへんな迷惑をかけていると思うが、その損失の見返しのようなものをつくってやたらどうか、これ厚生省に伺います。

○説明員(堀名真一君) 住宅生協の事業につきましては、ただいま先生からお話しありましたとおり、年々着実にその事業実績をあげております。たまたま一昨年東京住宅生協の事件がございましたけれども、あれはいわば特異な事件でございまして、大かたの住宅生協は着実に事業を伸ばしております。これが住宅問題の解決の一助になつておるとわれわれ考えております。そういう意味合いから住宅生協の事業のさらに堅実な発展をはかってまいりたい。特に、そのための資金の手当てを年金事業団のほうにお願いするわけですが、けれども、そういうことも拡大していただき、また、その他住宅生協の健全な発展をはかってまいりたいと考えておるところでございまして、東京住宅生協の問題につきましまして、あれは直接には知事の監督下の組合でございまして、東京都並びに動住協のほうのお世話等にもなりながら、実際は組合員出資者にさらに拠出を増額していただきまして、大体問題が円満に解決したというふうに聞いております。

○田中一君 宅地造成に対しては両方とも金は貸しておらないのですか。

○政府委員(沢田光英君) 公庫のほうからは貸してございませぬ。

○説明員(持永和見君) 宅地造成と申しますか、土地の先行取得、そういうこともに對しましては貸し付けを行なっております。土地を先行取得しまして建物建てるという計画がはっきりします場合には、土地の先行取得に對しまして貸し付けを行なっております。

○田中一君 昨年どのくらい出して、ことしはどのくらい出すつもりですか。

○説明員(持永和見君) 四十六年度につきまして用地だけを見ましたのが、全体として大体二十億程度、用地だけを見ておる実績がございまして。四十七年度につきましては先ほど申し上げましたように、現在申し込みを受け付け中でございまして、どの程度の資金ワクを充てるか、全体の中で貸し付け申し込みの優先順位につきまして資金ワクを充てておりますから、この中で土地と建物全体を一緒にしまして、貸し付け資金ワクを充てますので、土地だけどのくらい充てるか具体的には申しかねますけれども、四十六年度実績は二十億に、全体として資金ワクは伸びております。そのワクを上回る程度の貸し付けは行なえると思っております。

○田中一君 そこで建設大臣、住宅金融公庫原資として動住協は存在しているわけでありませう。しかし、住宅金融公庫は住宅生協には自分の所管の範囲でないから貸してないが、動住協を通じて貸しておる。これはある過渡的なものですか。

○田中一君 住宅年金のほうは住宅生協のほうにしかやっておる。何だか一つの政府の中から出る金でもっておかしなところもある。それで条件も大体似ているけれども違うところもある、ということなどはちょっとどうかと思うのです。私がしばしば言っている住宅融資、住宅政策の一元化ということを言っているのはそれなんです。原資が違うからといって同じ国が担当している、国の各省が行なっている権限で融資しているわけです。だからむしろ厚生年金事業団という一つの中間的なものがあるけれども、住宅金融公庫というものがありませんけれども、これらのものはやはり同じような条件で同じような方法で融資するほうが正しいのではないかと思うのです。せめて全体を手直しできない段階においても、対国民に対しては差異がないほうが望ましいと思うのです。その点はどうか考えられますか。そうして

また厚生大臣と話し合つてとまどいのない形で国民に對処するというような考え方はございませぬか。

○国務大臣(西村英一君) たてまえ論で言っておられるようでありまして、おかしいようでありませぬけれども、よく考えると、おかしいようではない。いわゆる住宅金融公庫は一般国民を相手にして、年金福祉事業団は特定の人を相手にして、そういうことではなからうかと思うのです。しかし、目的は勤労者に住宅を提供するということが目的でございまして、私もあまり詳しくございませぬが、非常な便法があれば、これは厚生大臣と話を検討することはやぶさかでないと思つて、やはりたてまえ論で言っておるので、こういうことになつたと思つて、検討はいたしますけれども、一応それぐらいしか私いまのところ答弁はできませんが、検討はいたします。

○田中一君 私は動住協でも、あるいは動住協の一部を分担しているという生活共同組合でも、それぞれ自信を持ってこれだけの融資はしてほしいという申し出があつたものと思つてゐるのですけれども、どうもいまの話を聞いてみると、住宅生協のほうからの要求が少ないのだということになる、立ち上がつてゐる要求しようとしたが、腰折れしてしまつたのですけれども、私はもつとたくさん要求されていいのではないかと思つて、まあ厚生年金のほうは十分充足いたします、予算も多うございませぬからやります、こういうことになると、住宅生協というものは、東京住宅生協のあの不始末から、少し勇気を持ってものが言えないのじゃないかと思う。これはたいへんに困ると思う。いま建設大臣は特定なる云々というけれども、特定なるものをやっているのは政府の政策なんです。公務員住宅なんというのは、高級公務員でなければ絶対に貸しませんよといつてゐるものがある。原資が違うからといつても、これを一つにするということが望ましいことなんです、対国民に對しては。住宅金融公庫は融資がで

きない局長言いましたね。住宅金融公庫は二千幾つも窓口を持っています。この二千幾つの融資の窓口、それが集まって十四万戸、細々と充足しているにすぎないから、要求があればどんな協会のほうに融資をするという姿勢をとってほしいと思うんです。その融資をしてくれるという姿勢があればもっと申し込みたしますよということじゃないんですか。谷口君、最後にそれだけは答えてください。正直言わぬと困るのです。正直言ってください。だましてはいけませんよ。

○参考人(谷口次雄君) 実は、四十六年度の希望が七千二百ちよつとございまして、それに対して建設省の割り当てが六千戸ございまして、ところが、先ほど申し上げましたように、ここの生協の希望額が七千ちよつとでございます。はつきり言いますと七千九百ちよつとであったと思ひます。去年より希望が少なくなつております。それで、大体六千戸、去年のまあ横すべりと申しますか、去年が六千戸でございまして、大体六千戸でよいというように私は考えております。

○藤原房雄君 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案につきまして、いろいろお話をございしましたので、基本的なことを二、三だけちよつとお伺いしたい、こう思ひます。

最初日本勤労者住宅協会が発足して五年ですが、経過いたしまして、各都道府県の労働金庫と生活共同組合とタイアップいたしまして、勤労者に住宅を供給するというところで大きな実績をあげてきたと、こう思ひわけでございますが、現在までの住宅供給の実績ですね、四十七年の事業については、先ほどちよつとお話が合ったようでございますが、今日までの実績と本年の事業計画を概略御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(谷口次雄君) それでは、私からいままでの実績を申し上げます。

勤住協が発足しましてから、四十二年度からでございますが、四十二年度が四千四百九十五戸、総事業費が九百八十億というふうになっております。それから四十三年度が四千六百九十一戸、百

二十五億ということでございます。それから四十四年度が五千二百九十三戸、これが百六十八億。それから四十五年度が五千五百戸でございまして、これが二百一億。それから四十六年度が六千戸でございまして、二百六十三億。それから四十七年度は一応六千戸ということになっております。この百は沖繩でやろうと、こういうことでございます。そこで、この四十七年度の六千戸につきましては、目下建設省に認可の申請をしております。まだ、實際確定したわけではございません。

なお、四十七年度の事業につきまして、公庫の分譲住宅が六千戸、それから店舗の部分としまして、これは公庫から中高層の資金、店舗部分、赤字の部分を借りることにしております。これは平米で千八百八十一平方、約六百坪になります。それから一応厚生年金から三百億ばかり借りたいという計画にしております。これはまだ未確定でございます。

それから、宅地造成でございますが、取得三百六十万平米ということ、これに対して造成が九十六万七千五百平米、この総事業費が八百五十六億九千三百万ということに相なっております。このほかに、後年度の繰り越し事業がまだ済んでないのがございます。

以上が、大体四十七年度の計画の概要でございます。

○藤原房雄君 先ほど東京都の住宅生活協同組合の問題がちよつと出ましたが、業務を委託しております地方の住宅生活協同組合の中にやはり財政的基盤といえますか、非常に弱いところがあった、同じようなまあ危険といえますか、同じような事故を起こすおそれがないかどうか、こういう点非常に心配するわけでありまして、地方の基盤の弱い、こういう住宅生活協同組合に対する育成強化、こういうことについてどのような指導をなさつていらっしゃるか、また、これに考えがあるのかどうか、こういう点についてちよつとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(沢田光英君) 勤労者住宅協会と住宅協との関係は、法律に基づきまして委託関係でございます。したがって、委託の業務と申しますのは、その建物を建て、これを売り、あるいは管理しということでございます。それを売る、あるいは代金を徴収する、そういうふうな方法は、全部勤住法に基づきます諸種の業務方法書その他の規定によつてやっております。でございます。すなわち、住宅協の本来の仕事よりも、委託を受けた仕事として、勤住協の分身としてやっております。

そこで、そういう住宅協の中に弱いものもあつて、消費者保護は十分かということでございまして、先年あつた問題も起こつたこととございしますが、実は、この委託をできるという条項のほかに、勤住協が委託をする場合に、これが十分力のあるもの、信用力のあるものを委託の相手として選べということが政令で定められております。したがって、この点、勤住協は十分その背景を調査をいたしまして、それでやっております。また、現実に、いままで委託をしておりますところでは問題は起きておらないということで、実は現在までのところは、そういうことで実績を積み重ねてきた。今回、法律改正によりまして住宅協法の規制がはげすむわけでございまして、それによつて消費者保護が薄れるやに感ぜられますが、いままでの実績からいって、もう非常にそういう力がついたということが一つと、あわせて、この法律に基づく規制、あるいは住宅協法による規制、あるいは公庫法による規制と、この三者の規制を受けるよりは、それは住宅協法からはそれだけ力がついたんだからはずして、むしろこの法律に基づきます大臣の指揮監督と申しますか、こういうものをばっちりして、その業務方法書なり、そのほかの問題をしっかりと履行していただくという体制で、この問題をカバーするというふうなことで、私どもは、十分そういう問題が起らないというふうに判断しておる次第でございます。

○藤原房雄君 いまのちよつと関連するかもし

れませんが、従来からも、勤住協について、宅地建物取引業法の適用を部分的に除外しておたわけでありましたけれども、さらに今回の改正で全面的に適用を除外することになったわけでありまして、これで、住宅購入者たる勤労者の保護を十分にはかることができるかどうかというこのことを、指導監督の立場にある建設省としてどのようにお考えになつていらっしゃるか、その点をちよつとお伺いしたい。

○政府委員(沢田光英君) 従来、この協会の業務に關しまして住宅協法が全部かかつておたつた。

ただし、登録免許の施行だけが適用除外になっておりました。それ以外のものは、たとえば主任技術者の設置とか、そのほか何かあつたときには住宅協法に基づく処分と、いろいろかかつておたわけでございますが、それと同じようにやはり、先ほど説明いたしましたように、この法律に基づきます業務方法書、そのほかいろいろな規定類がございます。これが私どもの大臣認可になっております。そこで、ほかの住宅供給公社並みの規定が、技術的な問題から管理的な問題まで全部定められております。したがって、一応それをしつかりやればよいというふうなことでございしますが、さらにこの際住宅協法をはずしますの

で、先ほど申しましたように、この際、大臣の一般的な監督規定であつたものを強化をいたしまして、何か事業計画あるいはそのほかでうまくいかないときには命令を発する、命令を聞かないときには、役員の解任あるいはそのほかの処分というふうなきつい処分がかかるようなところで、監督を強化しておりますし、その監督のもとになります諸種の事項は政令、省令あるいは業務方法書、そういうもので十分規定されておりますので、私どもは万全かと考えております。

○委員長(小林武君) それでは、他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小林武君) この際、再び河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言を願います。――別に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより河川法の一部を改正する法律案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

河川法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○沢田政治君 私、ただいま可決されました河川法の一部を改正する法律案に対し、自民、社

会、公明、民社、第二院クラブの各派共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。

河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、都市化の進展と小河川災害等の発生に対処し、準用河川、普通河川及び農業用排水路の整備を図るため、これに必要な財源を充実にせるための措置を講ずること。
- 二、宅地化の進んでいる市街化区域における慣行水利権等について、調査するとともに調整をはかり、水利利用の合理化に努めること。
- 三、水資源の開発を促進するため、水源地域における住民の生活再建並びに公共施設の整備等について、適切な措置を講ずること。

以上でございします。
何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(小林武君) ただいま沢田君から提出されました附帯決議案を議題とし採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武君) 全会一致と認めます。よって、沢田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、西村建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。西村建設大臣。

○國務大臣(西村英一君) 河川法の一部を改正する法律案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれましては熱心な御討論をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見については、今後その趣旨を生かすようにつとめるとともに、ただいま決議されました附帯決議につきまして

も、その趣旨を十分尊重し、今後の運用に万全を期して、各位の御期待に沿うようにする所存であります。

ここに、本法案の審議を終えるにあたり、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、あいさついたします。

○委員長(小林武君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時散会

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願(第一八七二号)(第一八七四号)(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二号)(第一八八三号)(第一八八四号)(第一八八五号)(第一八八六号)(第一八八七号)(第一八八八号)(第一八八九号)(第一九〇〇号)(第一九〇一号)(第一九〇二号)(第一九〇三号)(第一九〇四号)(第一九〇五号)(第一九〇六号)(第一九〇七号)(第一九〇八号)(第一九〇九号)(第一九一〇号)(第一九一一号)(第一九一二号)(第一九一三号)(第一九一四号)(第一九一五号)(第一九一六号)(第一九一七号)(第一九一八号)(第一九一九号)(第一九二〇号)(第一九二一号)(第一九二二号)(第一九二三号)(第一九二四号)(第一九二五号)(第一九二六号)(第一九二七号)(第一九二八号)(第一九二九号)(第一九三〇号)(第一九三一号)(第一九三二号)(第一九三三号)(第一九三四号)(第一九三五号)(第一九三六号)(第一九三七号)(第一九三八号)(第一九三九号)(第一九四〇号)(第一九四一号)(第一九四二号)(第一九四三号)(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四六号)(第一九四七号)(第一九四八号)(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五一号)(第一九五二号)(第一九五三号)(第一九五四号)(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六二号)(第一九六三号)(第一九六四号)(第一九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)(第一九七一号)(第一九七二号)(第一九七三号)(第一九七四号)(第一九七五号)(第一九七六号)(第一九七七号)(第一九七八号)(第一九七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第一九八五号)(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第一九九〇号)(第一九九一号)(第一九九二号)(第一九九三号)(第一九九四号)(第一九九五号)(第一九九六号)(第一九九七号)(第一九九八号)(第一九九九号)(第二〇〇〇号)

- (第二九〇号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七号)(第三一八号)(第三一九号)(第三二〇号)(第三二一号)(第三二二号)(第三二三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)(第三三一号)(第三三二号)(第三三三号)(第三三四号)(第三三五号)
 - 一、東京外郭環状一号线道路計画の再検討に関する請願(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五一号)(第一九五二号)(第一九五三号)(第一九五四号)(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六二号)(第一九六三号)(第一九六四号)(第一九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)(第一九七一号)(第一九七二号)(第一九七三号)(第一九七四号)(第一九七五号)(第一九七六号)(第一九七七号)(第一九七八号)(第一九七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第一九八五号)(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第一九九〇号)(第一九九一号)(第一九九二号)(第一九九三号)(第一九九四号)(第一九九五号)(第一九九六号)(第一九九七号)(第一九九八号)(第一九九九号)(第二〇〇〇号)
 - 一、東京外郭環状一号线道路計画の路線変更に関する請願(第一九六一号)
 - 一、公営住宅法改善に関する請願(第二〇五〇号)(第二〇五一号)(第二〇五二号)(第二〇五三号)(第二〇五四号)(第二〇五五号)(第二〇五六号)(第二〇五七号)(第二〇五八号)(第二〇五九号)(第二〇六〇号)(第二〇六一号)(第二〇六二号)(第二〇六三号)(第二〇六四号)(第二〇六五号)(第二〇六六号)(第二〇六七号)(第二〇六八号)(第二〇六九号)(第二〇七〇号)(第二〇七一号)(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)(第二〇七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)(第二〇八〇号)(第二〇八一号)(第二〇八二号)(第二〇八三号)(第二〇八四号)(第二〇八五号)(第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇九一号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第二一〇〇号)
 - 一、環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再検討に関する請願(第二〇五一号)(第二〇五二号)(第二〇五三号)(第二〇五四号)(第二〇五五号)(第二〇五六号)(第二〇五七号)(第二〇五八号)(第二〇五九号)(第二〇六〇号)(第二〇六一号)(第二〇六二号)(第二〇六三号)(第二〇六四号)(第二〇六五号)(第二〇六六号)(第二〇六七号)(第二〇六八号)(第二〇六九号)(第二〇七〇号)(第二〇七一号)(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)(第二〇七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)(第二〇八〇号)(第二〇八一号)(第二〇八二号)(第二〇八三号)(第二〇八四号)(第二〇八五号)(第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇九一号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第二一〇〇号)
 - 一、青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願(第二二五三三号)(第二二五三四号)
- 第一八七二号 昭和四十七年五月十二日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市菅野六ノ七ノ一東京
齒科大学市川病院内 一松榮外百
九十九名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一八七四号 昭和四十七年五月十三日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市菅野三ノ一七ノ六
落合靖一外百九十九名

紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一八七五号 昭和四十七年五月十三日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 東京都葛飾区奥戸一ノ二三ノ一四
渡辺喜三治外百九十九名

紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一八七六号 昭和四十七年五月十三日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市鬼越町二ノ一ノ二一
石井良一外百九十九名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一八七七号 昭和四十七年五月十三日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野一ノ一ノ五 水
沢英俊外百九十九名

紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一八九〇号 昭和四十七年五月十三日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野二ノ二ノ二三
藤原三郎外九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九一四号 昭和四十七年五月十三日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市北国分一ノ一二ノ三
一 原口喜良外六十五名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九二四号 昭和四十七年五月十五日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市菅野三ノ一八ノ四
石井忠男外百九十九名

紹介議員 森 八三三君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九二六号 昭和四十七年五月十五日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(四通)

請願者 千葉県市川市菅野二ノ二三ノ四
藤原孝外七十九名

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九六二号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市菅野二ノ九ノ一一
栗田あや子外百九十九名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九六三号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市北国分一ノ九ノ一
大島妙子外五十二名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九六四号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十一通)

請願者 千葉県市川市菅野二ノ四ノ二〇
石井誠外二百九十九名

紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九六五号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市国府台六ノ一四ノ五
朝倉栄次外二百五十二名

紹介議員 中村徳二君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九六六号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(四通)

請願者 千葉県市川市菅野二ノ一六ノ八
宮本昭太外七十七名

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇二六号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市北国分一ノ一二ノ三
一 野池勉外五十五名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇二七号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野二ノ一五ノ八
増田義雄外九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇四七号 昭和四十七年五月十六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市須和田一ノ一ノ三
竹中嘉彦外百九十九名

紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇八九号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市北方二ノ二九ノ七
飯田榮外二百四十一名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九〇号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市国府台六ノ三ノ五
赤田十朗外四百四十六名

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九一号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(七十一通)

請願者 千葉県市川市北国分町二、八八三
吉川勇夫外四千三百三十名

紹介議員

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九二号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県松戸市中矢切五八九 早川
利恵子外二百二十九名
紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九三号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 東京都葛飾区東四つ木四ノ三二ノ
六 坂本明代外百八十六名
紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九四号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(五通)

請願者 千葉県市川市菅野三ノ六ノ一八
岡田治夫外九十九名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九五号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十二通)

請願者 千葉県市川市国分町七ノ二ノ二三
古賀美千子外二百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九六号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十八通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ一二ノ二

五 和田隆一外百七十四名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九七号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十六通)

請願者 千葉県市川市大和田三ノ一六ノ一
一上平荘内 長谷部正外三百五十
二名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九八号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ八ノ一
山口吉治外二百十八名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二〇九九号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市大和田三ノ二〇ノ九
高田郁雄外三百八十一名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一〇〇号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十一通)

請願者 千葉県市川市平田町一ノ一二ノ一
六 伊藤実外二百五十二名
紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一〇一号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田一ノ二ノ一六

千葉県市川市大和田一ノ二ノ一六
木内弘司外四百三十二名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一〇二号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市鬼高二ノ一九ノ一
古仲利子外二百四十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一〇三号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十八通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一六
町田邦雄外三百七十四名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一〇四号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県船橋市夏見台一ノ二〇ノ七
ノ二〇四 野田文治外千四百十二名
紹介議員 浅井 亨君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一〇五号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田一ノ七ノ一
宮坂日出雄外六百六名
紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一〇六号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田二ノ一六ノ七

千葉県市川市大和田二ノ一六ノ七
木村哲也外百七十名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一四四号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(三通)

請願者 千葉市浪花町一九ノ一一 川島晴
外二千九百九十九名
紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一四五号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(四十二通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一五
堀越栄一外二百八十四名
紹介議員 苗ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一四六号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市稲荷木六五七 渡辺
春彦外四百十二名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一四七号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ一八ノ二
原隆外百七十六名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一四八号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市平田四ノ七ノ三 高
橋三百外百六十三名
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一七八号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田五ノ三九ノ七
小菅幸雄外五千五百一名
紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一七九号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(四十通)

請願者 千葉県船橋市印内二ノ五ノ四 足
立孝行外七百五十名
紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一八〇号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市東青野一ノ六ノ一七
川村百合子外五百十一名
紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一八一号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十九通)

請願者 東京都江戸川区南篠崎町四ノ四七
山田勝外三百八十名
紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二一八二号 昭和四十七年五月十七日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市中山三ノ七ノ二 今
野房治外六百三十五名
紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二一号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市市川二ノ二六ノ二四
山泉富美子外三千三百三十六名
紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二二号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(五十一通)

請願者 千葉県市川市大和田三ノ一七ノ七
泉類竹男外九百十二名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二三号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十八通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一六
西中明外二百二十三名
紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二四号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(二十三通)

請願者 千葉県市川市大洲三ノ二〇ノ六
上野建一外四百六十九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二五号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市東青野三ノ一七ノ一
〇 新井博外五百三十一名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二六号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十三通)

請願者 千葉県市川市青野五ノ四ノ三 玉
川寛治外八百八十名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二七号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十一通)

請願者 千葉県流山市駒木台四七五ノ四七
中村雅文外二百十九名
紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二八号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十九通)

請願者 千葉県市川市鬼越一ノ一四ノ二
富山新一外三百二十六名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二九号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県松戸市栗山四 国分誠吾外

八百八十名
紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市平田四ノ一六ノ五
富沢盛一外千二百八名
紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二一号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市新田二ノ六ノ二一
根本一弘外百七十九名
紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二四号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(二十通)

請願者 千葉県松戸市上矢切二八〇 松原
一三外五百二十六名
紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二五号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(二十八通)

請願者 千葉県市川市中国分五ノ三八ノ七
池田憲治外四百五十五名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二二六号 昭和四十七年五月十八日受理
東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(三十二通)

請願者 千葉県市川市大和田三ノ八ノ二

保田勇夫外三百三十九名

紹介議員 水口 宏三君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二八八号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区小石川五ノ三八ノ四

高橋浩子外三百七十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二八九号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市若宮一ノ一〇ノ六

瀬古雅弘外四百三十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市中山一ノ一五ノ一

七 菅原さく外三百九十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九一号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 東京都江戸川区東小岩五ノ一〇ノ

一四 田中歳子外六百六十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九二号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市八幡六ノ一二ノ二二

遠藤良子外五百五十六名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九三号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市大和田三ノ七ノ六

新田真康外三百八十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九四号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市八幡四ノ八ノ二〇

桜井よし江外四百六十五名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九五号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市須和田一ノ一八ノ九

村田昌義外四百六十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九六号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願

請願者 千葉県市川市曾谷二ノ九ノ二一

富塚幸子外四百三十六名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二二九七号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二通)

請願者 東京都江戸川区松島二ノ三五ノ二

八 鈴木敬子外三百八十六名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二三三〇号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願

請願者 千葉県船橋市西船五ノ六ノ二二

渡辺成子外二百九名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二三三一号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(一通)

請願者 千葉県市川市国府台一ノ八ノ六

中山よし子外二百二十名

紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二三三二号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(九通)

請願者 東京都江東区亀戸七ノ三六ノ九

岡野美代子外二百十六名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二三三三号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二一通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一六

坂本美代子外二百八十七名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二三六三号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(二百七通)

請願者 東京都江戸川区北小岩一ノ六ノ五

荒木仁三郎外二千六百五十六名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二三六四号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願(三通通)

請願者 千葉県市川市国府台三ノ一一ノ四

六 杉山弘外七百十二名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二三六五号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討

に関する請願

請願者 千葉県市川市真間一ノ一二ノ四

佐川捨男外五十二名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一九四九号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の再検討に関する請

願 請願者 埼玉県草加市旭町四ノ四ノ三 山

本孝造外千三百名

紹介議員 阿部 憲一君

東京外郭環状一号线(国道二九八号線)道路計画

については、道路の通過予定地が埼玉県草加市の

ように、既に閑静な住宅街に侵襲してしまってい

るところであるから、沿線住民の生活環境の保全

と福祉を守るために、本計画の抜本的再検討を図

られたい。

理由

一、埼玉県草加市は、計画路線周域に数多の教

育、医療施設が集まっている文教住宅街であり、

このような地域に、本計画が実施されれば、大量の車両の流入による騒音、排気ガス等による大気汚染のため住民の生活環境が根底から破壊される。こうしたことは、本計画が当初の予測をはるかにこえた首都圏の市街化に先行され、生活環境と相容れ難い側面を次第に露呈しつつある事実を示すものである。

二、本路線の都内通過分は既に計画が凍結されており、また千葉県議会、松戸、市川両市議会および草加市議会は、本計画の抜本的再検討の請願を採択している。

第一九五〇号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市松原二ノB四二ノ三

〇五 森田真一外千二十五名

紹介議員 浅井 亨君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五一号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町六ノ八ノ五 宮

沢幸雄外千三百名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五二号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 東京都北区上中里町一ノ三五ノ一

〇 清水博外千三百名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五三号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 東京都北区上中里町一ノ三五ノ一

請願者 埼玉県草加市松原五ノ四ノ一二

永井康雄外千二十名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五四号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 栃木市湊町一ノ六 五十嵐輝治

外千三百名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五五号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市新善町五八ノ八 田

辺良三外千三百名

紹介議員 二宮 文彦君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五六号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市松原五ノ一〇ノ一六

川上登外千三十名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一四三三号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町三ノ三ノ八ノ五

〇四 島本正雄外千六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一五九号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町三ノ三ノ八ノ五

請願者 埼玉県草加市旭町五ノ一三ノ二〇

本多喜三郎外九百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一六〇号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県蕨市中央三ノ二七ノ一三

吉田勉外九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一六一号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市松原四ノD三五ノ三

〇二 田代文雄外九百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一六二号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市新善町四〇ノ一 山

田公次外九百九十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一六三三号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県八潮市上馬場三三四ノ五

会田公雄外九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一六四号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町三ノ一六ノ三〇

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町六ノ八ノ二 石

田正彦外九百九十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二一九四号 昭和四十七年五月十七日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町三ノ三ノ一二ノ

四〇三 久世宜克外千六名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二二〇九号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町三ノ三ノ一七ノ

一〇二 松吉省三外千九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十七年五月十八日受理

東京外郭環状一号線道路計画の再検討に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町三ノ一六ノ三〇

四 高橋大三外千七名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六一号 昭和四十七年五月十六日受理

東京外郭環状一号線道路計画の路線変更に関する請願

請願者 千葉県市川市平田二ノ一七ノ八

萩原梅子外五百二十五名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

第二〇五〇号 昭和四十七年五月十七日受理
公営住宅法改善に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘二ノ五N三八ノ
一五 鈴木富美雄外三十一名

紹介議員 村尾 重雄君

現行公営住宅法は国民の住居権を侵害するものであるから、ただちに改善されたい。また、この際安くて住みよい公共住宅を大量に建設されたい。

理由

一、昭和四十四年公営住宅法が改正され、一定の条件によつて「強制明け渡し」「強制建て替え」等の措置がとられることとなつたが、これは公営住宅住居者の居住権を侵害するものであり、住まいの自由の権利（憲法）を剝奪し、賃借者の対等権（借家法）を無視し、賃貸者の権限の範囲逸脱をあえて認めようとするものである。

二、第六十一回国会の同改正法案審議の際、全会一致で合意した衆・参両院附帯決議中に、「一方的かつ強制的措置は極力さけるよう」うたわれていることは、同法改正の不当性を立証するものである。

第二〇八五号 昭和四十七年五月十七日受理
公営住宅法改善に関する請願

請願者 東京都文京区後楽一ノ五ノ三全国
公営住宅協議会内 岡崎健外三十
名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二二一九号 昭和四十七年五月十七日受理
公営住宅法改善に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘二ノ七ノN二五
ノ八 鈴木昭一郎外三十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二二七一号 昭和四十七年五月十七日受理
公営住宅法改善に関する請願

請願者 東京都文京区後楽一ノ五ノ三全国
公営住宅協議会内 木村清外二十
九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二二七二号 昭和四十七年五月十七日受理
公営住宅法改善に関する請願

請願者 東京都文京区後楽一ノ五ノ三全国
公営住宅協議会内 福田要外三
十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二二五三三号 昭和四十七年五月十八日受理
公営住宅法改善に関する請願（二通）

請願者 東京都北区桐ヶ丘二ノ七N二四ノ
一一 関山武俊外十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二〇五一号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願（十通）

請願者 千葉県市川市北区分二ノ一三ノ
一一 中山誠外六百四十三名

紹介議員 加瀬 完君

首都圏における文教・住宅都市として発展してきた市川・松戸両市を交通公害による環境破壊から守るため、東京外郭環状一号線計画を抜本的に再検討されたい。

理由
一、市川市・松戸市を含む東葛地の大気汚染の現状は憂慮すべき事態にあり、この上さらに、大量の排気ガスが放出されるとき、その人体に及ぼす悪影響、ことに呼吸器疾患の増加や悪化は、思うに及ぶものがある。

二、幅員四十メートルから六十メートルの道路は市街地を分断し、一日十万台に及ぶ交通量は、

振動、騒音、大気汚染などの交通公害の、中に多くの住民をばうてきし、住民が健康で文化的な生活を営むことを困難にし、これは住民の環境権の侵害である。

三、計画路線上及び周辺には、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学など十指をこえる教育施設があり、児童や生徒の健康と学習などに多大の支障をきたし、また交通事故の増加も憂慮される。

四、本路線は、大学病院をかすめ、結核療養施設などにも近く、とくに安静を必要とする医療環境を無視することは人道的見地からも首肯できない。

五、都市の風致を維持するために指定された地区が、巨大な道路の貫通によつて一変し、自然の景観がそこなわれ、わずかに保存されてきた緑地帯がさらに失われてゆくことは、自然環境保全の観点からゆがせにできない。

第二〇七一号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願（十五通）

請願者 千葉県市川市大和田三ノ七ノ四
栗原久子外六百十三名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二〇七二号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

請願者 千葉県市川市北区分二ノ二六ノ六
大平謙太外二百十六名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二〇八六号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願（八通）

請願者 千葉県市川市新田四ノ一七ノ五
中村八重子外七百五十九名

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二〇八七号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願（四通）

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一六
横田又一外二百十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二〇八八号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願（八通）

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一六
宇津木弘明外三百五十六名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二四九号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ二ノ一八
上中嘉昭外二百四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田一ノ七ノ一
沢田静夫外二百十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二五一号 昭和四十七年五月十七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四

紹介議員 藤田美恵子外百七十六名

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一五二号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四

赤間鉄郎外百九十二名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一五三号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市稲荷木六一二ノ九

渡辺健一外二百五十二名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一五四号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田一ノ七ノ二

島崎フミ子外百八十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一五五号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一九

西田武雄外百八十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一五六号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一六

町田成子外百九十六名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一五七号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市市川一ノ二ノ一五

山田昭外二百二十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一五八号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市本行橋四、三八九

丸山美重子外百九十六名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一七五号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願(五通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四

三橋昭和外二百十五名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二一七六号 昭和四十七年五月十七日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願(九通)

請願者 千葉県市川市真間一ノ一〇ノ六

原田学外八百九十一名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二七七号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市北国分町二、八二九

吉田三郎外二百五十四名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二二二号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野三ノ八ノ七

水洋八郎外二千八百九十九名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二二三号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願(四通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ五ノ一六

福村三則外三百八十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二二四号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願(五通)

請願者 千葉県市川市国分七ノ一ノ二 高

橋弘子外二百八十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二二五号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願(二二通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四

小林博子外七百七十五名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二二六号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市北国分町二、五五二

山口美代子外二百九十九名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二二七号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市国分七ノ七ノ二五

木村トシ子外百七十五名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二七八号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市国分七ノ四ノ七 黒

川三治外百二十六名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二七九号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市稲荷木六一三 内田

守雄外六十一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二八〇号 昭和四十七年五月十八日受理

環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田三ノ一六ノ一

〇 坂巻み外百二十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二八一号 昭和四十七年五月十八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

請願者 千葉県市川市稲荷木五一〇 今井
英三 外百五十二名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二八二号 昭和四十七年五月十八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

請願者 千葉県市川市稲荷木五八七ノ六
三浦タミ子 外百三十六名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二八三号 昭和四十七年五月十八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

請願者 千葉県市川市稲荷木六一二ノ六
嶋山安治 外八十二名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二三三四号 昭和四十七年五月十八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市国分七ノ七ノ二六
坂入ちえ子 外七十四名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二三三五号 昭和四十七年五月十八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計画の再
検討に関する請願

請願者 千葉県市川市北国分二ノ二一ノ九
荻原健外 百九十二名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二二五三号 昭和四十七年五月十八日受理
青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願

請願者 青森市花園二ノ七ノ四 青森市都市
計画清算金問題関係町会内 坂本
松三郎

紹介議員 岩間 正男君 河田 賢治君 星
野 力君 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第二二五四号 昭和四十七年五月十八日受理
青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願

請願者 青森市本町五ノ九ノ一 青森市戦災
復興土地区画整理事業換地清算金
問題対策促進協議会内 熊谷秀雄

紹介議員 塚田 大願君 春日 正一君 須
藤 五郎君 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

昭和四十七年六月十二日印刷

昭和四十七年六月十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H